

全 員 協 議 会

令和5年5月26日(金)
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長
肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、
柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、
永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

市長、副市長、教育長、総務部長、地域政策部長、産業経済部長、都市建設部長、
上下水道部長、旭支所長、弥栄支所長、

〔事務局〕 局長、次長、大下書記

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| (1) 令和5年度浜田市総合防災訓練について | (総務部) |
| (2) 浜田市江津市旧有福村有財産改修費負担金について | (総務部) |
| (3) 石見交道路線バス有福線の路線廃止の申入れ及び今後の対応について | (地域政策部) |
| (4) 「道の駅」ゆうひパーク浜田リニューアルに向けた今後の取組について | (産業経済部) |
| (5) 三桜酒造跡地公共活用検討委員会について | (産業経済部) |
| (6) 身近な公園整備基本方針の策定について | (都市建設部) |
| (7) 第三セクター(榊かくれの里ゆかり)の事業譲渡について | (旭支所) |
| (8) 浜田市ふるさと体験村施設の営業再開について | (弥栄支所) |
| (9) 浜田処理区下水道整備事業について | (上下水道部) |
| (10) その他 | |

2 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 地方自治法の一部改正に伴う地方議会の役割及び議員の職務等の明確化について
- (3) 議員用防災ベストの配布について
- (4) 浜田市議会防災訓練の開催について
- (5) その他

令和 5 年度浜田市総合防災訓練について

このことについて、下記のとおり計画していますので、報告します。
なお、大雨等の実災害のおそれがある場合は、中止します。

記

1 目的

- (1) 市は、災害警戒本部および災害対策本部が設置され運用されるまでの間において、時間経過とともに付与される様々な情報の収集、判断、対応を繰り返すことで、災害対応力の向上を図る。
- (2) 住民は、水害・土砂災害に伴い浜田市が発表する避難情報等を受け、安全な避難行動につなげることで、自助、共助の必要性を理解し、地域全体の防災意識高揚と防災行動力の向上を図る。

2 日時

令和 5 年 6 月 4 日（日） 午前 8 時から 12 時まで

3 会場

浜田市全域

4 訓練テーマ

水害・土砂災害における防災活動

5 訓練概要

浜田市役所本庁舎、各支所庁舎において災害対策本部運営訓練を実施する。
併せて、市内各地域において、自主防災組織及び町内会等が主体となる避難訓練を実施する。

6 その他

津波避難訓練は、浜田・三隅地域で令和 4 年 11 月に実施。

以上

浜田市江津市旧有福村有財産改修費負担金について

1 浜田市江津市旧有福村有財産改修費負担金について

(1) 経過等

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合は、令和 3 年 12 月 31 日をもって解散し、令和 4 年 1 月 1 日から江津市が事業を承継し運営。

(2) 負担金の拠出

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の組合解散方針の決定時において、組合解散までに行わなければならなかった改修工事費用の一部を負担することにより、組合解散後における有福温泉の施設改修費用を確保するものとして、浜田市及び江津市がそれぞれ同額を拠出することとしたもの。

(3) 負担金の額 12,633,500 円（令和 3 年度浜田市一般会計補正予算第 6 号）

(4) 議会への報告

浜田市が負担金を拠出するにあたり、拠出した負担金の使途にかかる報告をいただきたいと議員から意見・要望があったことを踏まえ、毎年度終了後に報告することとする。

令和 3 年度	浜田市、江津市が拠出した額の積立のみが行われ、事業への充当なし。 ※積立日：令和 4 年 3 月 31 日（公共施設等整備管理基金） ※積立額：25,267,000 円 内訳：浜田市負担分 12,633,500 円 江津市負担分 12,633,500 円
令和 4 年度	事業への基金充当なし。
令和 5 年度	事業への基金充当予定なし。

2 利用者の利用状況等（参考）

区分	利用者数	温泉定期券購入枚数				
			江津市	浜田市	下有福	その他市内
R3年度	73,258人	2,576枚 (100.0%)	1,676枚 (65.1%)	900枚 (34.9%)	412枚 (16.0%)	488枚 (18.9%)
R4年度	75,956人	1,971枚 (100.0%)	1,611枚 (81.7%)	360枚 (18.3%)	360枚 (18.3%)	一枚 (0.0%)
増減	+2,698人 (3.7%)	▲605枚 (▲23.5%)	▲65枚 (▲3.9%)	▲540枚 (▲60.0%)	▲52枚 (▲12.6%)	▲488枚 (▲100.0%)

石見交通路線バス有福線の路線廃止の申入れ及び今後の対応について

石見交通株式会社から利用者の低迷、慢性的な乗務員不足等により、有福線の路線廃止を行いたい旨の申入れがありましたので、次のとおり報告します。

浜田市としては、当該路線は市民生活に密着した必要不可欠な路線であることから、関係機関と連携して今後の対応を検討します。

1 申入れの内容について

- (1) 申入日 令和 5 年 3 月 27 日(月)
- (2) 内容 令和 5 年 9 月 30 日をもって有福線を廃止

2 申入れに対する要望について(浜田市及び江津市の連名による。)

- (1) 要望日 令和 5 年 4 月 24 日
- (2) 内容
 - ア 有福線を存続すること。
 - イ 存続が困難な場合は、廃止時期を令和 6 年 4 月 1 日以後に延期すること。
 - ウ 地元説明会を浜田市及び江津市とともに開催すること。

3 要望に対する石見交通株式会社からの回答について

- (1) 回答日 令和 5 年 5 月 8 日
- (2) 内容
 - ア 有福線の存続については、利用者の減少、運転手の高齢化等により困難
 - イ 廃止時期の延期については、住民への周知、各種調整等を踏まえ、多少の延期を考慮し、協議に応じる。
 - ウ 地元説明会については対応する。

4 今後の対応について

- (1) 石見交通株式会社との協議及び代替交通手段の検討
- (2) 江津市との協議(路線廃止時期等に係る再要望等を検討中)
- (3) 教育委員会との協議(浜田東中学校生徒の通学に対する対応を検討中)
- (4) 地元説明会の開催

5 路線バス廃止・減便に伴う道路運送法上の国土交通省への手続について

[参考]

- (1) 路線廃止 事前届出(6月前)(関係市町村との協議・調整不要)
- (2) ダイヤ改正・運行回数変更
 - ア 運行回数の変更 事前届出(30日前)(関係市町村との協議・調整不要)
 - イ 運行時刻の変更 事後届出(関係市町村との協議・調整不要)

浜田市バスマップ (一部抜粋)



有 福 線
(商港・栄町・浜田駅経由)

2021年3月21日 改正

江 津 → 有 福 → 浜 田 → 周 布 方 面																
嘉 戸 塩 田	江 津 駅 前	済 生 会 病 院	和 木	都 野 津 駅 前	能 美 医 院 前	羽 代 口	跡 市	有 福 温 泉	宇 野	上 府	浜 田 駅 前	栄 町	原 町	熱 田	商 港 口	周 布
	6:34	6:38	6:45	6:49	6:53	6:56	7:02	7:11	7:23	7:30	7:44	7:51	7:54	8:01	8:04	8:12
	7:45	7:49	7:56	8:00	8:04	8:07	8:13	8:24	8:36	8:43	8:55	9:02	9:05	9:12	9:15	9:23
8:32	8:39	8:43														
	10:32	10:36	10:43	10:47	10:51	10:54	11:00	11:09	11:21	11:28	11:40	11:47	11:50	11:57	12:00	12:08
12:38	12:45	12:49	12:56	13:00	13:04	13:07	13:13	13:22	13:34	13:41	13:53	14:00	14:03	14:10	14:13	14:21
	14:32	14:36	14:43	14:47	14:51	14:54	15:00	15:09	15:21	15:28	15:40	15:47	15:50	15:57	16:00	16:08
15:40	15:47	15:51	15:58	16:02	16:06	16:09	16:15	16:24	16:36	16:43	16:55	17:02	17:05	17:12	17:15	17:23
17:43	17:50	17:54	18:01	18:05	18:09	18:12	18:18	18:27	18:39	18:46	18:58	19:05	19:08	19:15	19:18	19:26

周 布 → 浜 田 → 有 福 → 江 津 方 面																
周 布	商 港 口	熱 田	原 町	栄 町	浜 田 駅 前	上 府	宇 野	有 福 温 泉	跡 市	羽 代 口	能 美 医 院 前	都 野 津 駅 前	和 木	済 生 会 病 院	江 津 駅 前	嘉 戸 塩 田
6:35	6:41	6:45	6:52	6:56	7:05	7:15	7:22	7:36	7:43	7:49	7:52	7:56	8:00	8:07	8:13	8:20
9:05	9:11	9:15	9:22	9:26	9:35	9:45	9:52	10:06	10:13	10:19	10:22	10:26	10:30	10:37	10:41	止
														12:25	12:29	12:36
12:30	12:36	12:40	12:47	12:51	13:00	13:10	13:17	13:31	13:38	13:44	13:47	13:51	13:55	14:02	14:06	止
														15:27	15:31	15:38
14:30	14:36	14:40	14:47	14:51	15:00	15:10	15:17	15:31	15:38	15:44	15:47	15:51	15:55	16:02	16:06	止
														17:30	17:34	17:41
17:02	17:08	17:12	17:20	17:24	17:35	17:45	17:52	18:08	18:15	18:21	18:24	18:28	18:32	18:39	18:43	止

※掲載しておりますバス停留所は主要停留所です。その他バス停の時刻についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

石見交通 浜田営業所(0855)27-2211

「道の駅」ゆうひパーク浜田リニューアルに向けた今後の取組について

1. これまでの経過（令和 5 年 3 月市議会以降）

- 3 月 22 日 ゆうひパーク浜田(株)及び(一社)中国建設弘済会の両者と「道の駅」ゆうひパーク浜田の機能維持等に関する覚書締結
- 3 月 27 日 ゆうひパーク浜田(株)と市有財産無償貸付契約締結
- 4 月 3 日 不動産移転登記完了
- 4 月 25 日 ゆうひパーク浜田(株)及び(一社)中国建設弘済会へ建物購入費支払い、ゆうひパーク浜田(株)より経営改善資金貸付金返済（完済）

2. 「道の駅」ゆうひパーク浜田リニューアル基本方針について

この度策定した「道の駅」ゆうひパーク浜田リニューアル基本方針は、市議会での説明のとおり、民間事業者の自由な発想で運営できる道の駅とするため、令和 8 年度以降の「道の駅」ゆうひパーク浜田の管理運営にあたっての市の基本的な考え方を示したものである。令和 5 年度は本方針に基づき、事業者選定支援等アドバイザー業務委託契約を締結したうえで、民間事業者へのサウンディング調査や市民、道路利用者への意見聴取を行いつつ、来年度予定している運営事業者の公募開始に向けて具体的な条件整理や公募書類の作成など公募に向けた準備を進める。

※リニューアル基本方針は次項のとおり

3. 今後のスケジュールについて（予定）

- R5 年 6 月 補正予算上程（事業者選定支援等アドバイザー業務委託、R5～6 年）
- R5 年 7 月～9 月 事業者選定支援等アドバイザー業務の公募（プロポーザル）
- R5 年 10 月 業務委託事業者の決定・契約締結
- R5 年 10 月～
R6 年 3 月 市民・利用者の意見聴取、サウンディング調査、公募型プロポーザル募集要領等の作成
- R6 年 4 月 運営事業者の公募開始
- 12 月 運営事業者の決定
- R7 年 1 月～3 月 リニューアルに向けた協議、基本協定の締結
- R7 年 4 月～
R8 年 3 月 リニューアル改修工事、オープン準備
- R8 年 4 月 リニューアルオープン



「道の駅」ゆうひパーク浜田 リニューアル基本方針

1. 民間事業者の自由な発想で運営できる「道の駅」とするものとし、公募型プロポーザルにより民間事業者からリニューアル構想及び運営体制の提案を受け、選定された民間事業者（以下、「選定事業者」という。）が令和8年4月以降の管理運営を行う。
2. 市民や観光客等の道路利用者に対し、地域の魅力を発信し、集客力を高め持続可能な交流拠点としての賑わい施設であること。また、周辺住民や道路利用者の防災拠点でもあることから、防災に対応した施設運営ができる施設であることとする。
3. 施設の管理運営については、『指定管理者制度による運営』ではなく、「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針 10.ニにより、『財産貸付制度による運営』とするため、道の駅の設置者は選定事業者とする。
4. 管理運営及び貸付する期間は、可能な範囲で長期間となるよう配慮するものとする。
5. 市から貸付する建物は無償貸付とするが、建物の取り壊しは不可とする。ただし、増改築は可とするが、維持管理その他保全に必要な経費を含め、選定事業者の負担で行うこととする。なお、老朽化や災害等、不可抗力による選定事業者の責によらない貸付物件の修繕については、双方協議することとする。
6. 無償貸付する建物は以下のとおり。

種 類	延床面積	構造等
店舗・事務所	1F : 1,281.00 m ² 2F : 969.99 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺 2階建
配電室	48.00 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
店 舗	25.64 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
休憩室	225.03 m ²	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

7. 占用する面積は、3,751.96 m²（上記、貸付物件を含む）とする。ただし、リニューアル構想の提案によっては占用面積を変更することは可能とする。トイレ及び駐車場については国土交通省管理のため大規模な変更はできないが、一部用途変更等が必要な場合は事前に協議することとする。
8. 道の駅に市道を挟んで隣接する都市公園「ゆうひ公園」（約2.5ha）を活用した提案をすることは可とするが、公園管理者（浜田市維持管理課）に関係法令等の確認を行い、実現性の確保を図るものとする。
9. 管理運営に関しては、「道の駅」登録・案内要綱及び令和5年3月29日付け国中整道政第521号道路占用許可書に基づき行うものであること。

三桜酒造跡地公共活用検討委員会について

1. 委員構成

区分	団体名	役職	氏名
学識経験者	公益大学法人島根県立大学	副学長	林 秀 司
経済団体	浜田商工会議所	副会頭	福濱 秀利
	石央商工会	会 長	田中 昌昭
地元団体	浜田駅前銀天街協同組合	副理事長	飯田 統通
	石見地区自治協議会	会 長	佐古 肇徳
観光団体	一般社団法人浜田市観光協会	副会長	江木 修二
建設・設計 事業者	浜田市建設業協会	会 長	今井 久晴
	島根県建築士会浜田支部	役 員	國分 俊幸
地域協議会	浜田地域協議会	会 長	村井 栄美子
	金城地域協議会	委 員	岡本 敬子
	旭地域協議会	委 員	徳川 博
	弥栄地域協議会	会 長	徳田 マスエ
	三隅地域協議会	委 員	三浦 幸治
交流に係る する団体	島根県立大学地域活動サークル Go next (コネクト)	代 表	端本 千夏
	一般社団法人浜田青年会議所	理事長	串 崎 舞
	浜田女性ネットワーク	副会長	三浦 美穂

(計 16 名)

2. 今後のスケジュール

- R5 年 4～5 月 公共活用基本方針策定業務の公募（プロポーザル）
 6 月上旬 業務委託事業者の決定・契約締結
 6 月 22 日 三桜酒造跡地公共活用検討委員会（第 1 回）
 7～12 月 検討委員会（第 2～4 回）、市議会へ検討状況の中間報告・意見聴取
- R6 年 1 月 活用方針の決定
 2 月 市議会へ活用方針を報告
 3 月 令和 6 年度当初予算で整備計画策定関係経費を上程
- R6 年度以降
- ・ 整備計画策定業務委託、検討委員会の開催
 - ・ 整備事業予算（基本設計・実施設計業務委託費）を上程
 - ・ 浜田市土地開発公社から土地の取得

浜田市 身近な公園整備基本方針

令和5年3月



島根県

浜田市

目次

1.基本方針の策定の趣旨	p 1
(1) 基本方針策定の趣旨		
(2) 基本方針の位置付け		
(3) 関連計画の概要		
2.公園・広場の現状	p 5
(1) 公園・広場の数や面積		
(2) 公園・広場の概要や場所		
3.現状分析と課題の整理	p 6
(1) アンケート調査の分析		
(2) 課題の整理		
4.身近な公園整備基本方針	p12
(1) 地域の状況に応じた公園・広場の配置		
(2) 既存公園の魅力度の向上		
(3) 持続可能な公園づくり		
(4) 施設整備の優先度		
資料編		
浜田市身近な公園一覧表	資料p1
浜田市身近な公園マップ	資料p5

策定 令和5年3月

島根県浜田市
都市建設部 維持管理課

URL : <https://www.city.hamada.shimane.jp/www/index.html>

住所 : 〒697-8501島根県浜田市殿町1番地

電話 : 0855-25-9622 (直通)

ファックス : 0855-23-0900

メール : ijikanri@city.hamada.lg.jp

1. 基本方針の策定の趣旨

(1)基本方針の策定の趣旨

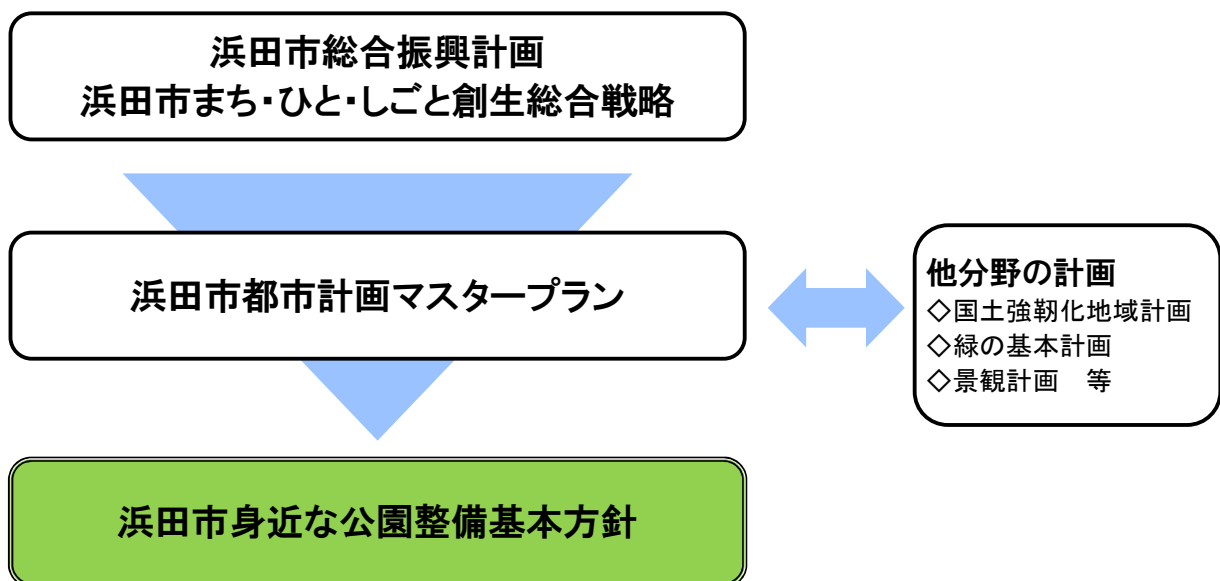
本市では、令和4年3月に都市計画マスタープランの見直しを行い、将来都市像「自然・歴史・文化と調和した快適な都市空間と賑わいのあるまち・浜田」の実現に向けた取組を推進しています。

都市計画マスタープランでは、公園・緑地の方針として、東公園などの拠点的な公園においては、施設の長寿命化に取り組むこととし、街区公園等の身近な公園では、その適正な配置を推進し、子どもの遊び場や子育て世代が集える場、市民の健康づくりの場を整備・保全することとしています。

身近な公園の適正な配置を推進するにあたり、その基本的な方針を示すために「浜田市身近な公園整備基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定します。

(2)基本方針の位置付け

基本方針は、「浜田市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、他分野の計画とも整合を図ります。



1. 基本方針の策定の趣旨

(3) 関連計画の概要

第2次浜田市総合振興計画

基本構想（平成28年3月）、後期基本計画（令和3年12月）

【基本構想の期間】

平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度）

【基本方針】

1. 浜田らしい魅力あるまちづくり
2. 協働による持続可能なまちづくり
3. 近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり

【将来像】

住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～

【まちづくりの大綱】

1. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
2. 健康でいきいきと暮らせるまち
3. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
4. 自然環境を守り活かすまち
5. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
6. 安全で安心して暮らせるまち
7. 協働による持続可能なまち

【基本目標(将来目標人口)】

基本指標	策定時	令和7年度 (目標・推計値)
人口 (住民基本台帳)	平成27年度末 56,159人	47,800人
出生数 (住民基本台帳)	平成26年度実績値 年間442人	年間300人
社会増減数 (住民基本台帳)	平成26年度実績値 年間▲319人	年間▲286人

【土地利用の方向性】

① 経済・文化交流都市ゾーン

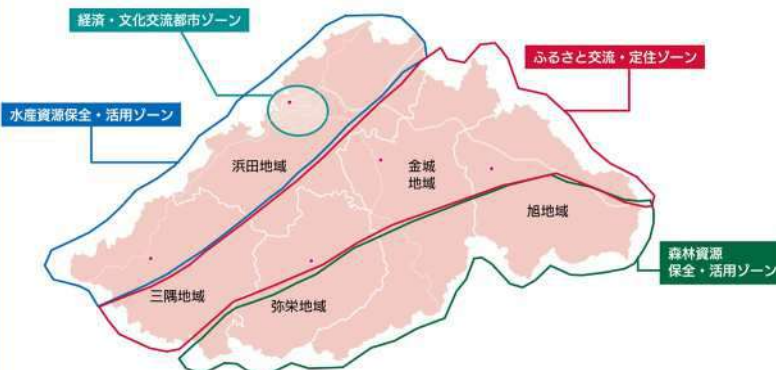
浜田地域の市街地を経済機能と学習・芸術文化に関する交流機能等が集積し、本市の中核拠点にふさわしい都市基盤を備えた「経済・文化交流都市ゾーン」として整備します。

② 水産資源保全・活用ゾーン

日本海に面した海岸地域と水産資源を有効に活用し、生産性の高い漁業振興と多彩な交流機能の充実を図る「水産資源保全・活用ゾーン」として整備します。

③ ふるさと交流・定住ゾーン

浜田地域の郊外と金城・旭・弥栄・三隅地域を美しい農村環境と生活基盤が充実し、都市との交流が促進される便利で快適な定住機能を持つ「ふるさと交流・定住ゾーン」として整備します。



④ 森林資源保全・活用ゾーン

中国山地に広がる山林地帯を自然環境保全、レクリエーション、水源かん養、新たな資源活用等、豊かな森林の保全と多面的な活用を図る「森林資源保全・活用ゾーン」として整備します。

【生活基盤が整った快適に暮らせるまち(抜粋)】

- 道路網の整備
- 公共交通の充実
- 充実した都市基盤の整備

浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和3年12月)

【目標年次】

令和7年度（2025年度）

【政策5原則】

1. 自立性

民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

2. 将来性

一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

3. 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

4. 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

5. 結果重視

施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、施策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

【長期の目標】

○令和22年（2040年）の出生数：265人

○令和22年（2040年）の20～39歳の社会増減数：▲57人

○令和42年（2060年）の人口：26,900人

【横断的な目標】

新しい時代に向けた持続可能なまちづくり

【基本目標】

1. 産業振興と企業立地による雇用の創出
2. 子どもを安心して産み育てる環境づくり
3. U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進
4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまだづくり

1. 基本方針の策定の趣旨

浜田市都市計画マスタープラン (令和4年3月)

【目標年次】

令和14年度（2032年度）

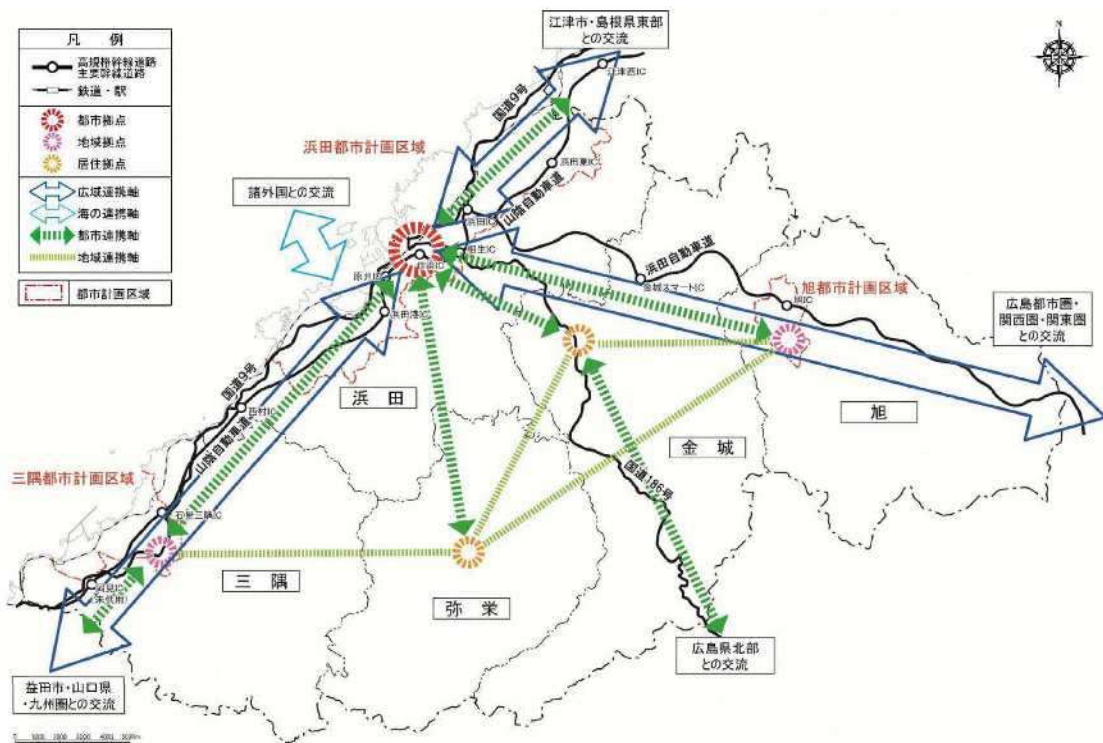
【将来像】

自然・歴史・文化と調和した
快適な都市空間と賑わいのあるまち・浜田

【都市づくりの基本理念】

1. 島根県西部の発展に貢献する都市づくり
2. 機能の集約・連携による持続可能な都市づくり
3. 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり
4. 多様な地域の個性を生かした都市づくり
5. 自然環境と町並みが共生する都市づくり
6. 市民等との協働による都市づくり

【将来都市構造】



【公園・緑地の方針】

< 拠点的な公園 >

各地域の拠点施設である東公園、旭公園、三隅中央公園等の長寿命化に取り組みます。

< 地域の公園 >

身近な街区公園等の適正な配置を推進し、子どもたちの遊び場や、市民の健康づくりや集いの場、災害時の避難場所等として活用できる施設として整備・保全を図ります。市街地における空き地や危険な空き家の跡地等を活用したポケットパークの整備を検討し、ゆとりのある都市づくりを進めます。

2. 公園・広場の現状

(1)公園・広場の数や面積

本市の公園や広場の数は97箇所あり、面積は約234万5千m²で、市民一人当たりの面積は46.4m²となります。

浜田市都市公園条例では、市民一人当たりの面積は10m²以上とされていることから、公園等の面積は充足していると言えます。

また、この他に、遊具や広場のあるまちづくりセンターなどの公共施設は33箇所あります。

公園・広場の現状

地域	人口 (人)	公園・広場			公園・広場・公共施設		
		箇所数 (箇所)	面積 (m ²)	1人当たり面積 (m ²)	箇所数 (箇所)	面積 (m ²)	1人当たり面積 (m ²)
浜田	37,558	57	1,561,212	41.6	78	1,605,557	42.7
金城	3,920	15	146,184	37.3	20	162,574	41.5
旭	2,502	9	183,734	73.4	10	188,549	75.4
弥栄	1,130	4	39,649	35.1	5	42,049	37.2
三隅	5,463	12	414,144	75.8	17	432,073	79.1
合計	50,573	97	2,344,923	46.4	130	2,430,802	48.1

※人口は令和5年1月末時点

(2)公園・広場の概要や場所

本市の公園・広場の概要や場所は、資料編「浜田市身近な公園一覧表」のとおりです。



3. 現状分析と課題の整理

(1) アンケート調査の分析

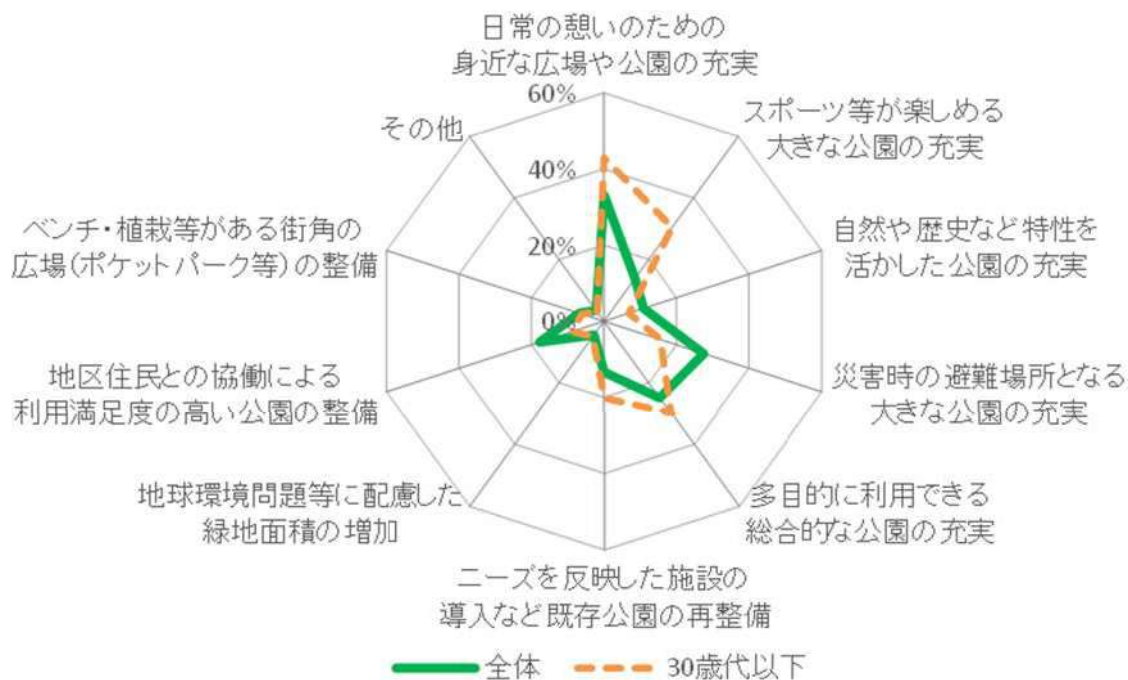
公園・緑地等の整備について望むこととして、「日常の憩いのための身近な広場や公園の充実」が最も高くなっています。（33.1%）

次いで、「災害時の避難場所となる大きな公園の充実」（27.5%）、「多目的に利用できる総合的な公園の充実」（24.9%）、「地区住民との協働による利用満足度の高い公園の整備」（17.8%）となっています。

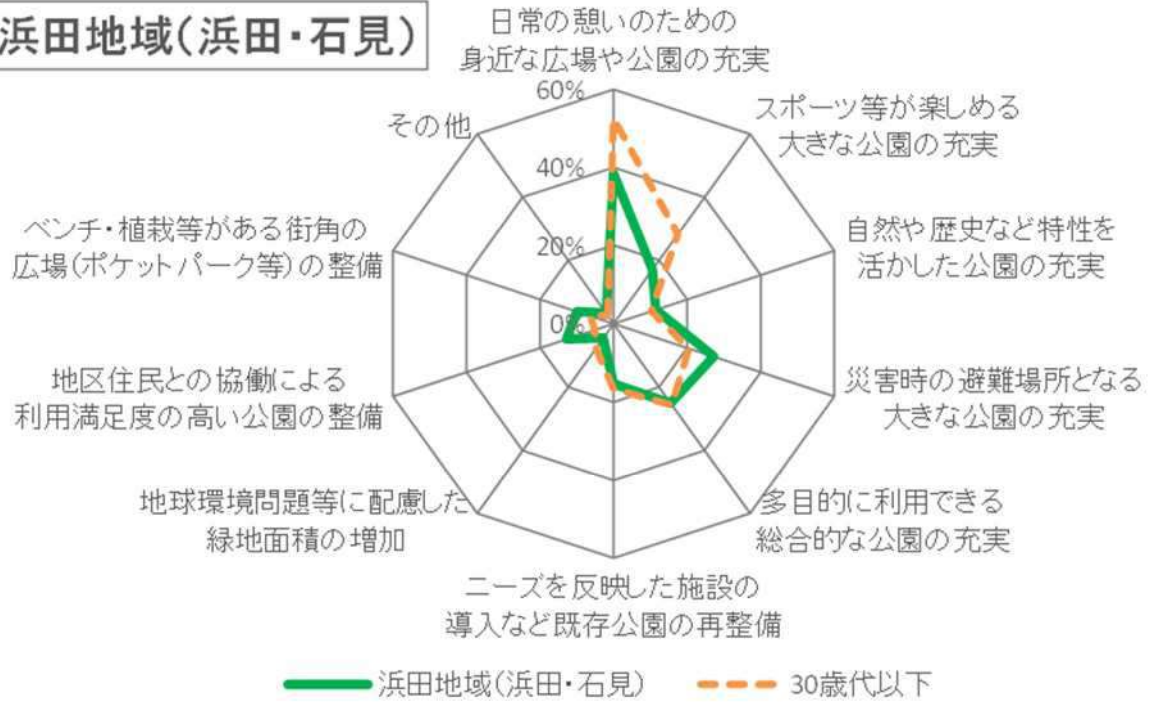
また、30歳代以下の若者世代に着目すると、「日常の憩いのための身近な広場や公園の充実」が最も高くなっています。（42.9%）

＜浜田市の都市計画に関する市民アンケート調査〔令和3年〕＞
 回収2,312通
 （浜田734、金城402、旭365、弥栄392、三隅407、地域不明12）

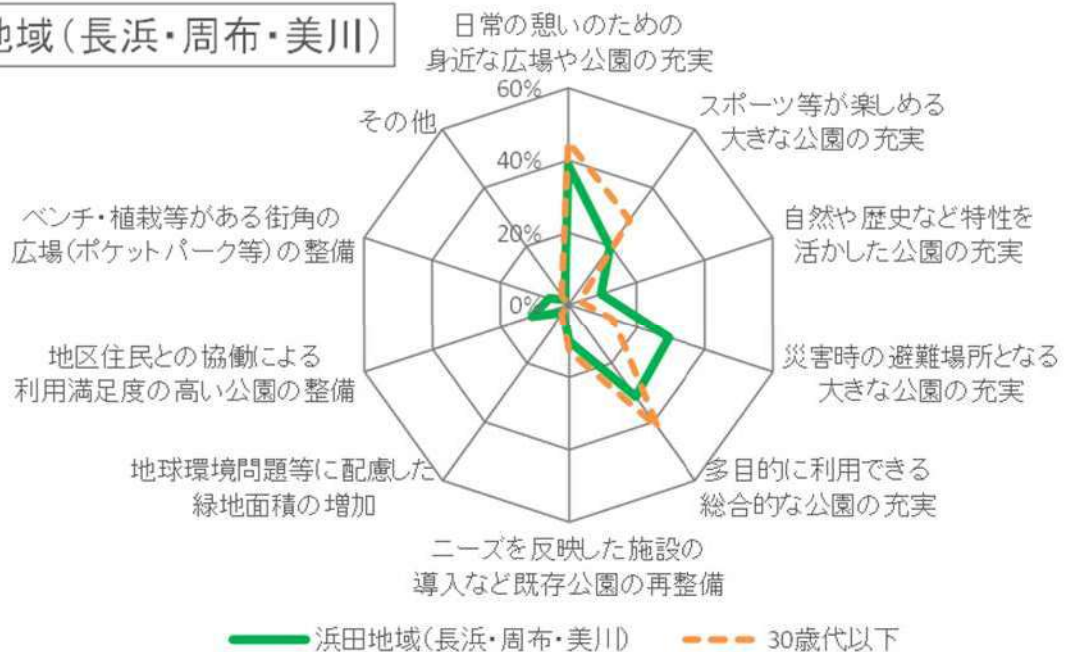
公園・緑地等の整備について(全体)



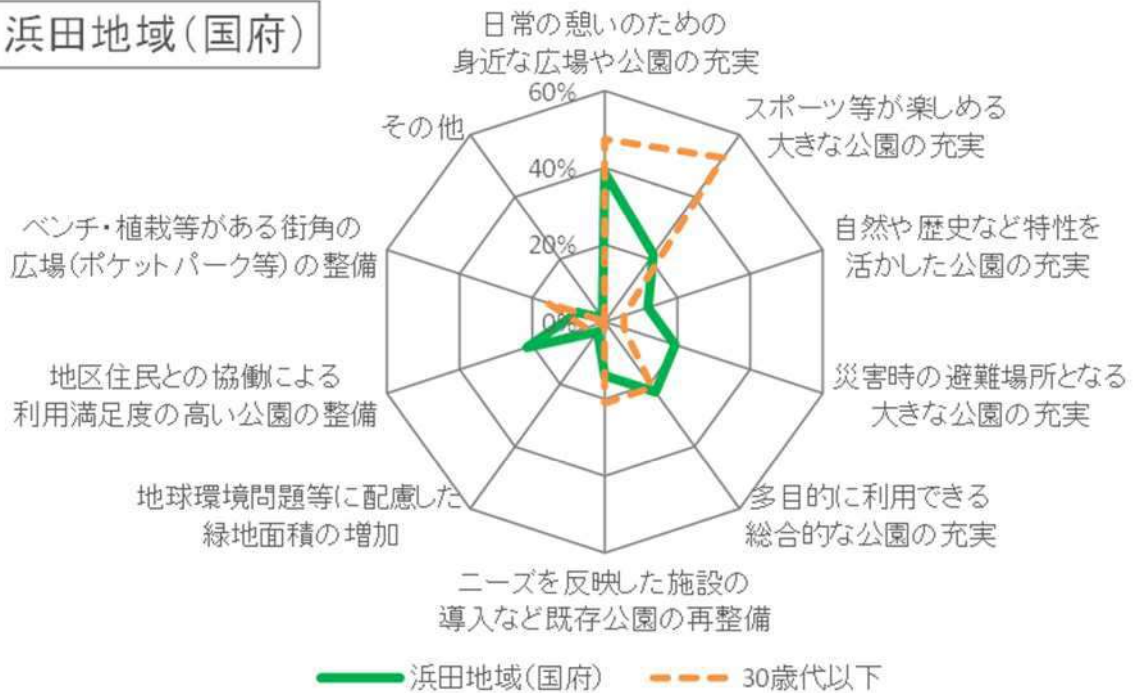
浜田地域(浜田・石見)



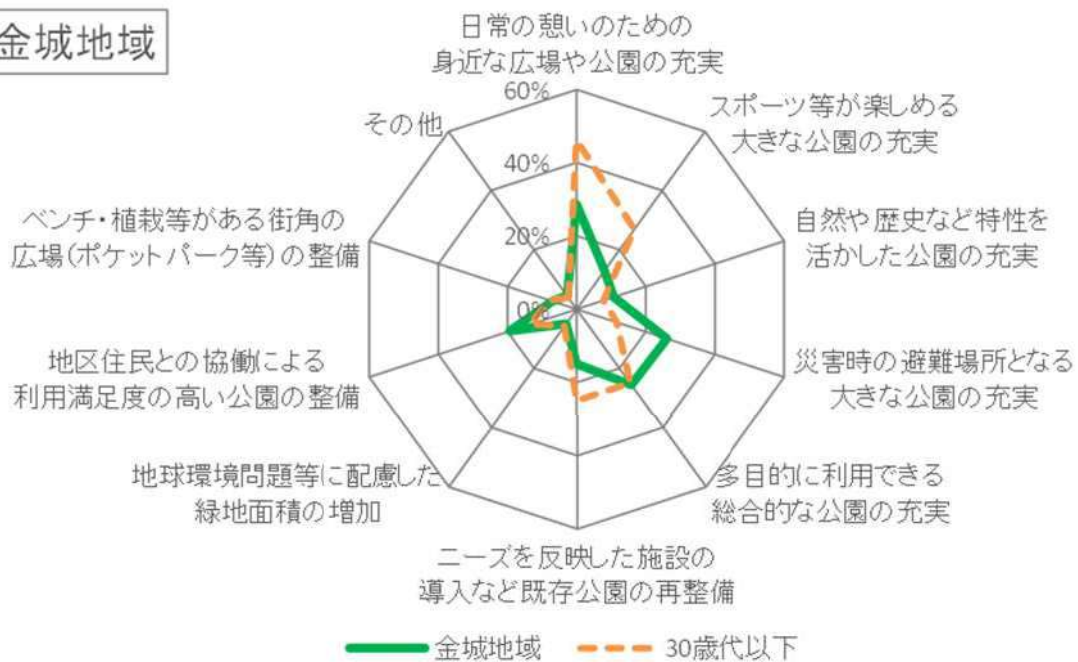
浜田地域(長浜・周布・美川)



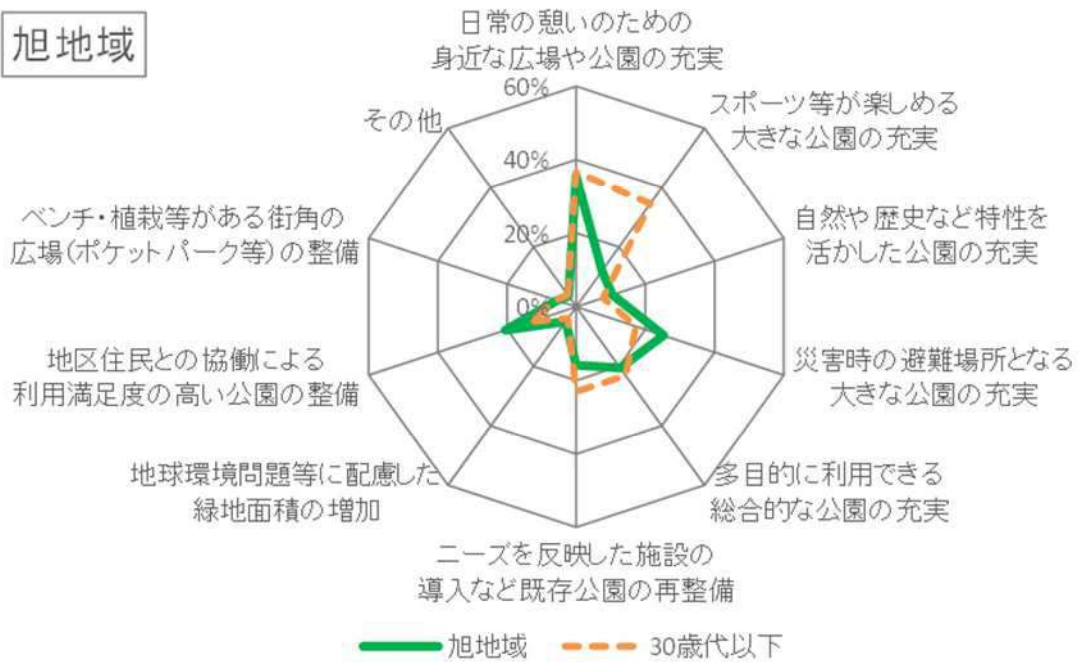
浜田地域(国府)



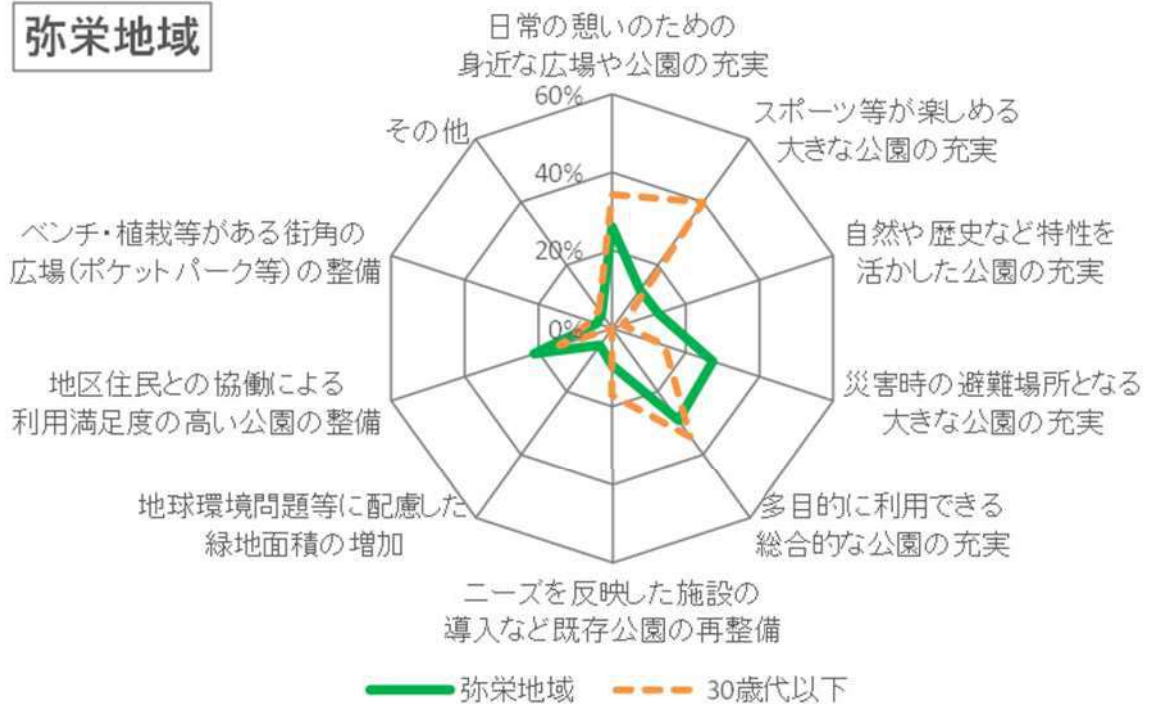
金城地域



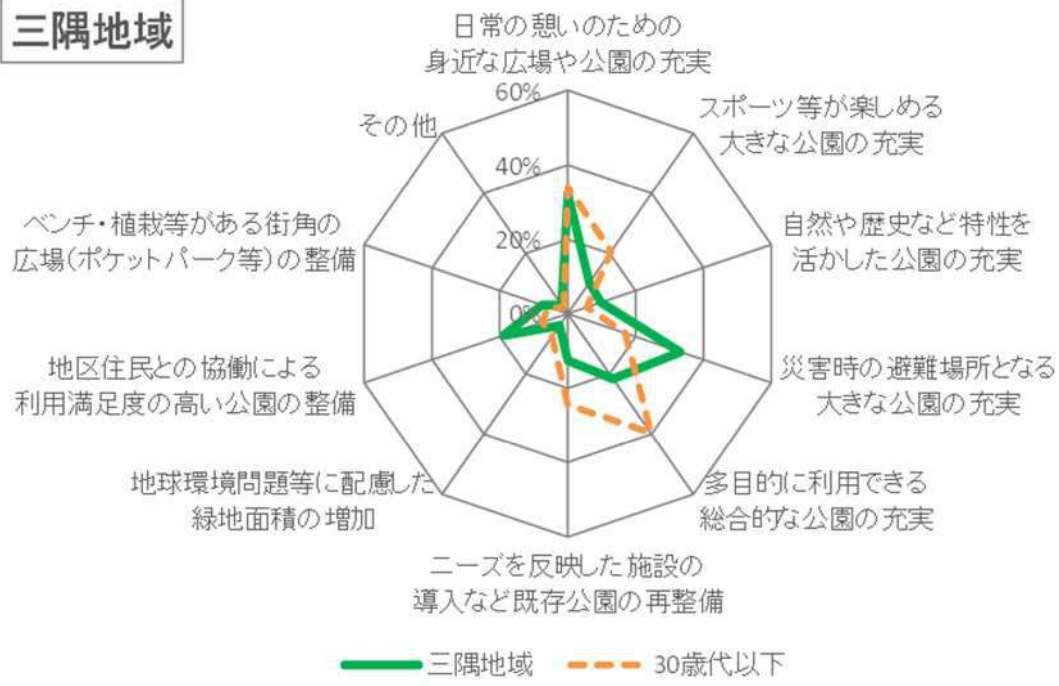
旭地域



弥栄地域



三隅地域



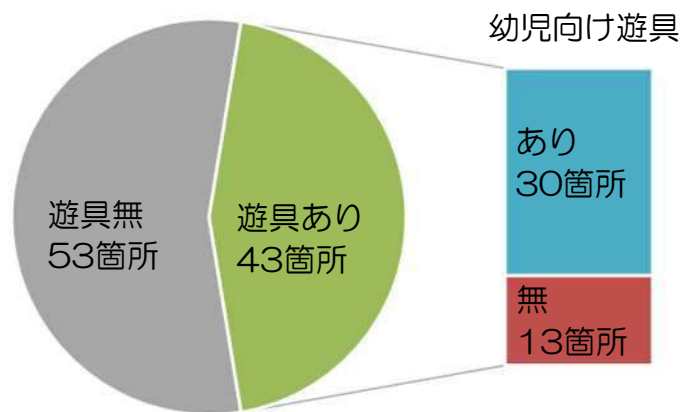
(2)課題の整理

- ① 開発行為等により整備された公園が多いため、その配置に偏りがあり、市街地においても空白地域が見られます。

〔国分町〕、〔殿町・松原町〕、〔港町〕、〔長浜町〕、〔三隅町古市場〕

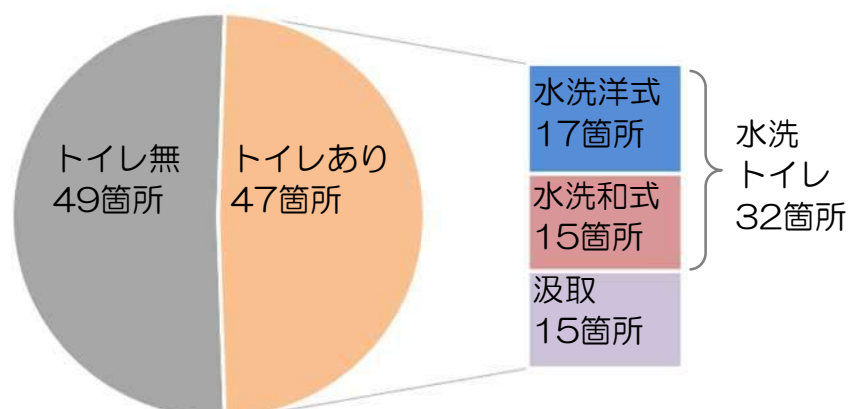
- ② 遊具のある公園・広場は全96箇所の内、43箇所あり、全体の45%となっています。その内、幼児向けの遊具（対象年齢6歳以下）があるのは30箇所、31%となっています。

公園・広場の遊具



- ③ トイレのある公園・広場は全96箇所の内、47箇所あり、全体の49%となっています。その内、水洗トイレがあるのは32箇所、洋式トイレがあるのは17箇所となっています。

公園・広場のトイレ



4. 身近な公園整備基本方針



(1)地域の状況に応じた公園・広場の配置

これまでの公園整備の考え方は、均質的に公園を配置し、公園の種別や面積に応じて誘致圏（利用の範囲）や公園の機能等を充足させようとするものでした。

しかしながら、開発行為等により整備された公園が多いため、特に浜田地域では、配置に偏りが見られます。

今後は、利用状況や目的に応じて他の公共施設を利用したり、未利用地を有効に活用しながら、子育て世代が安心して遊べる身近な公園を効果的に配置することとします。

また、ボール遊びができる広い場所は、子育て世代が安心して遊べる場所との両立が難しく、学校施設の他にはほとんどないのが現状です。ボール遊びを目的とする場合には、子育て世代の利用状況や近隣住家などの周辺環境に配慮しながら配置することとします。

なお、施設を整備する際は、公共施設再配置方針を踏まえた上で行います。

- ① 公園・広場の空白地域の解消
- ② 子育て世代が安心して遊べる場所の整備・保全



11 原井公園
市有地を活用して公園を整備しました。
(平成30年度)



124 杵束まちづくりセンター
まちづくりセンターの広場に遊具を設置しました。
(令和4年度)

(2) 既存公園の魅力度の向上

都市化の進展や成熟社会の到来に伴い、住民のニーズも多様化し、公園の利用者層や利用形態も多様化していることから、今後は、時代の変化や地域特性、周辺施設との機能バランスに配慮しながら、誰もが利用しやすく地域に愛される身近な公園となるよう魅力度の向上に取り組みます。

- ① 幼児向け遊具（対象年齢6歳以下）の充実
- ② トイレ環境の改善



2 桜ヶ浦児童遊園

古くなった遊具を撤去し、新しい幼児向け遊具を設置しました。（令和4年度）



25 東公園

和式便器から洋式便器に変更し、手すりを設置しました。（令和4年度）

(3) 持続可能な公園づくり

- ① 地域住民、民間事業者など公園に関わる様々な主体と行政が連携を深め、協働しながらそれぞれの役割を果たすことにより、適切な維持管理や、活発な利活用を促進します。
- ② 定期的に施設の点検を行い、施設の劣化や損傷を把握し、機能の保全と安全性を維持します。点検により異常を確認した場合には、劣化状況や施設の重要度を勘案し、修繕や更新を行います。

(4) 施設整備の優先度

公園・広場の立地や地域住民のニーズを勘案し、以下の考え方（①⇒②⇒③）により優先度を決めて、整備に取り組みます。

- ① 公園・広場の立地区分（資料編「浜田市身近な公園一覧表」参照）
- ② ボランティア活動の取り組み状況
- ③ 地元要望

浜田市 身近な公園整備基本方針

資料編

浜田市身近な公園一覽表

公園・広場97箇所、公共施設33箇所 [R5.3]

No	種別	地域	地区	所管課	公園名称	所在地	立地	面積 (㎡)	誘致距離 (m)	遊具 (3-6歳)	遊具 (6-12歳)	トイレ	洋式 トイレ	多目的 トイレ	広場	駐車場	その他施設
1	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	朝日町公園	朝日町1256-1	A	500	250	-	-	-	-	-	○	-	
2	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	松ヶ浦児童遊園	大辻町2789	A	6,100	500	○	○	汲取	-	-	○	-	
3	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	笠柄公園	笠柄町159-7	A	2,450	250	-	○	汲取	-	-	○	-	
4	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	片庭緑地	片庭町36-26	B	470	250	-	○	-	-	-	○	-	健康遊具
5	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	昭三公園	杉戸町2619-8	B	4,000	250	-	○	汲取	-	-	○	-	
6	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	瀬戸ヶ島地区多目的広場	瀬戸ヶ島町138-18	A	3,115	250	-	-	水洗	-	○	○	-	
7	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	瀬戸ヶ島公園	瀬戸ヶ島町155-6	B	2,914	250	-	-	水洗	○	○	-	-	駐車場(公園外)
8	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	平和公園	竹迫町2915	A	2,514	250	○	○	水洗	○	○	○	-	
9	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	田町公園	田町1697	A	500	250	-	○	-	-	-	○	-	
10	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	城山公園	殿町123-10	A	99,000	-	-	-	水洗	○	○	-	○	浜田城址、資料館
11	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	原井公園	原井町1015-2	A	530	250	-	-	-	-	-	○	-	
12	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	砂うひ公園	原井町1204-1	A	25,000	500	○	○	水洗	-	○	○	○	ローラー滑り台
13	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	笠柄公園	原井町3050-1	A	9,500	500	-	-	水洗	-	○	○	○	テニスコート、バスケットボールコート
14	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	BB広場	原井町3050-1	B	250	250	○	-	-	-	-	-	-	
15	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	水産加工団地内公園	原井町3050-14	B	14,070	500	-	-	水洗	-	-	○	○	
16	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	青川公園	原井町923-41	B	397	250	-	-	-	-	-	-	-	
17	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	万灯山公園	琵琶町129	A	1,621	250	-	-	-	-	-	○	-	
18	公園・広場	浜田	浜田	維持管理課	元浜公園	元浜町231-3	A	5,770	500	○	-	水洗	-	○	○	-	
19	公園・広場	石見	石見	維持管理課	相生公園	相生町3985	A	6,000	500	-	○	汲取	-	-	○	-	
20	公園・広場	石見	石見	維持管理課	社家地公園	相生町4231	A	454	250	-	○	-	-	-	-	-	
21	公園・広場	石見	石見	維持管理課	三宮公園	相生町4349	A	1,094	250	○	○	-	-	-	○	-	
22	公園・広場	石見	石見	維持管理課	駅北公園	浅井町777-31	A	1,089	250	-	-	-	-	-	-	-	
23	公園・広場	石見	石見	維持管理課	河内町観水広場	河内町894-3	A	2,227	250	-	○	汲取	-	-	○	○	
24	公園・広場	石見	石見	維持管理課	道分山公園	黒川町108	A	1,400	250	-	○	汲取	-	-	○	-	
25	公園・広場	石見	石見	維持管理課	東公園	黒川町3735-1	A	110,000	1,000	-	-	水洗	-	-	○	○	野球場、陸上競技場、屋内プール、テニスコート、体育館、武道館
26	公園・広場	石見	石見	維持管理課	黒川ふれあい公園	黒川町3748-7	B	1,366	250	-	-	-	-	-	-	-	
27	公園・広場	石見	石見	維持管理課	黒川公園	黒川町4113	B	569	250	-	○	-	-	-	-	-	
28	公園・広場	石見	石見	維持管理課	漕公園	黒川町4127	A	280	250	○	-	-	-	-	-	-	
29	公園・広場	石見	石見	維持管理課	どうどう公園	黒川町4202	A	659	250	-	-	-	-	-	-	-	
30	公園・広場	石見	石見	維持管理課	第二浜田ダム多目的広場	河内町1813	B	4,606	250	-	-	-	-	-	○	○	
31	公園・広場	石見	石見	維持管理課	竹迫緑地	竹迫町1763-1	A	1,303	250	-	-	-	-	-	○	-	
32	公園・広場	石見	石見	維持管理課	竹迫第2公園	竹迫町1776-9	A	703	250	-	○	-	-	-	○	-	
33	公園・広場	石見	石見	維持管理課	竹迫公園	竹迫町1897-13	A	1,800	250	○	○	水洗	-	-	○	-	
34	公園・広場	石見	石見	維持管理課	長沢公園	長沢町1579-3	A	2,000	250	-	○	汲取	-	-	○	-	陸軍墓地
35	公園・広場	石見	石見	維持管理課	神在公園	長沢町3184	A	3,341	250	-	○	-	-	-	○	-	
36	公園・広場	石見	石見	維持管理課	二反田東緑地	長沢町688-12	A	903	250	-	-	-	-	-	○	-	

浜田市身近な公園一覽表

公園・広場97箇所、公共施設33箇所 [R5.3.1]

No	種別	地域	地区	所管課	公園名称	所在地	立地	面積 (㎡)	誘致距離 (m)	遊具 (3-6歳)	遊具 (6-12歳)	トイレ	洋式 トイレ	多目的 トイレ	広場	駐車場	その他施設
37	公園・広場	浜田	石見	維持管理課	二反田ちびっ子広場	長沢町701-84	B	646	250	-	-	-	-	-	○	-	
38	公園・広場	浜田	石見	維持管理課	菅原公園	長沢町3099	A	2,400	250	○	○	汲取	-	-	○	-	
39	公園・広場	浜田	石見	維持管理課	野原公園	野原町3040	A	953	250	○	○	-	-	-	○	-	
40	公園・広場	浜田	石見	維持管理課	海のみえる文化公園	野原町859-1	A	107,000	1,000	○	○	水洗	-	○	○	○	多目的広場兼野外劇場
41	公園・広場	浜田	長浜	維持管理課	東福井公園	熱田町125-93	A	1,076	250	○	○	水洗	-	-	○	-	
42	公園・広場	浜田	長浜	維持管理課	石原緑地	熱田町887-53	B	1,116	250	-	-	-	-	-	○	-	
43	公園・広場	浜田	長浜	維持管理課	宝幢寺山公園	長浜町1856-1	A	25,000	500	○	○	汲取	-	-	○	○	
44	公園・広場	浜田	長浜	維持管理課	ハーバーヒルズ公園	長浜町2043	B	4,202	250	○	-	-	-	-	○	-	
45	公園・広場	浜田	長浜	維持管理課	高野ちびっ子広場	長浜町520	B	482	250	○	-	-	-	-	○	-	
46	公園・広場	浜田	周布	維持管理課	周布公園	周布町100	B	644	250	○	-	-	-	-	○	-	
47	公園・広場	浜田	周布	維持管理課	津摩公園	津摩町225-6	B	2,600	250	○	○	汲取	-	-	○	-	
48	公園・広場	浜田	周布	維持管理課	日脚ちびっ子広場	日脚町1429-4	B	617	250	○	-	-	-	-	○	-	
49	公園・広場	浜田	周布	維持管理課	日脚公園	日脚町360-125	A	2,600	250	○	○	汲取	-	-	○	-	
50	公園・広場	浜田	美川	維持管理課	中内田ちびっ子広場	内田町448-1	B	139	250	○	○	-	-	-	-	-	
51	公園・広場	浜田	国府	維持管理課	三宅公園	上府町イ2554	A	417	250	○	-	-	-	-	○	-	
52	公園・広場	浜田	国府	維持管理課	伊甘公園	上府町イ2590	A	2,546	250	-	○	-	-	-	○	-	
53	公園・広場	浜田	国府	維持管理課	久代ちびっ子広場	久代町62	B	1,090	250	○	○	-	-	-	○	-	
54	公園・広場	浜田	国府	維持管理課	千疊台公園	国分町2281	B	585	250	-	○	-	-	-	○	-	
55	公園・広場	浜田	国府	維持管理課	下府ちびっ子広場	下府町1566-6	B	464	250	○	-	-	-	-	○	-	
56	公園・広場	浜田	国府	下水道課	国府浄化センター横広場	下府町1-1	B	2,140	250	-	-	-	-	-	○	-	
57	公園・広場	金城	久佐	金城支所産業建設課	ライディングパークこども広場	金城町久佐	C	3,200	250	-	○	水洗	○	-	○	-	
58	公園・広場	金城	久佐	金城支所産業建設課	久佐農村公園	金城町久佐イ1138番1地	C	1,888	250	-	-	-	-	-	○	-	
59	公園・広場	金城	久佐	文化スポーツ課	島村抱月文学碑公園	金城町久佐イ108番地	C	937	250	-	-	-	-	-	○	-	
60	公園・広場	金城	今福	文化スポーツ課	今福スポーツ広場	金城町今福1469-2	C	48,155	1,000	-	-	水洗	○	-	-	-	グラウンドゴルフ場、野球場、ゲートボール場
61	公園・広場	金城	今福	文化スポーツ課	島村抱月先生の碑公園	金城町今福1499番地1	C	628	250	-	-	-	-	-	-	○	
62	公園・広場	金城	美又	金城支所産業建設課	美又農村公園	金城町追原885番地、886番地	C	2,777	250	-	-	-	-	-	○	-	
63	公園・広場	金城	雲城	金城支所産業建設課	新開農村公園	金城町七条イ1135番1地	C	820	250	-	-	-	-	-	○	-	
64	公園・広場	金城	雲城	文化スポーツ課	金城総合運動公園	金城町七条イ982	B	65,000	1,000	-	-	水洗	○	○	○	○	体育館、テニスコート
65	公園・広場	金城	雲城	金城支所産業建設課	金城ニュータウンみんなの第一公園	金城町下米原234番地79	B	733	250	-	○	-	-	-	-	-	
66	公園・広場	金城	雲城	金城支所産業建設課	金城ニュータウンみんなの第二公園	金城町下米原234番地80	B	1,141	250	-	-	-	-	-	○	-	
67	公園・広場	金城	雲城	金城支所産業建設課	金城ニュータウンみんなの第三公園	金城町下米原232番地80	B	1,353	250	-	-	-	-	-	○	-	
68	公園・広場	金城	雲城	金城支所産業建設課	上米原農村公園	金城町上米原380番地	C	2,366	250	-	-	-	-	-	○	-	
69	公園・広場	金城	波佐	金城支所産業建設課	波佐農村公園	金城町波佐イ3番1地	C	3,600	250	-	-	-	-	-	-	○	
70	公園・広場	金城	波佐	金城支所産業建設課	波佐山村広場	金城町長門口192番地4	C	12,278	500	-	-	汲取	-	-	○	-	
71	公園・広場	金城	小国	文化スポーツ課	島村抱月生誕地周辺の社公園	金城町小国イ465番地、イ466番地1	C	1,308	250	-	-	-	-	-	○	-	簡易水洗
72	公園・広場	旭	今市	維持管理課	旭公園	旭町今市964	A	134,388	1,000	○	○	水洗	○	○	○	○	野球場、陸上競技場、プール、テニスコート、体育館

浜田市身近な公園一覽表

公園・広場97箇所、公共施設33箇所 [R5.3]

No	種別	地域	地区	所管課	公園名称	所在地	立地	面積 (㎡)	誘致距離 (m)	遊具 (3-6歳)	遊具 (6-12歳)	トイレ	洋式 トイレ	多目的 トイレ	広場	駐車場	その他施設
73	公園・広場	旭	今市	旭支所産業建設課	あさひインテナー公園	旭町丸原155番地24	B	18,427	500	-	-	-	-	-	○	-	-
74	公園・広場	旭	木田	旭支所産業建設課	旭温泉公園	旭町木田957番地	C	2,948	250	-	-	-	-	-	○	-	ゲートボール場、バタールゴルフ場
75	公園・広場	旭	和田	文化スポーツ課	旭ふるさと歴史公園	旭町本郷362番地9	B	8,893	500	-	-	水洗	○	-	-	○	ゲートボール場
76	公園・広場	旭	都川	工務課	出合橋公園	旭町都川1672-1	C	100	250	-	-	-	-	-	○	-	-
77	公園・広場	旭	都川	旭支所防災自治課	都川交流促進施設	旭町都川920-5	C	2,096	250	-	-	水洗	-	-	○	-	-
78	公園・広場	旭	市木	旭支所産業建設課	天狗石農村公園	旭町市木2560番地1	C	3,938	250	○	○	水洗	○	-	○	-	-
79	公園・広場	旭	市木	旭支所防災自治課	市木コミュニティ広場	旭町市木2920-1	C	945	250	-	-	-	-	-	○	-	ゲートボール場
80	公園・広場	旭	市木	旭支所産業建設課	市木ふれあい広場	旭町市木3903番地	C	12,019	500	-	-	水洗	○	○	○	○	屋根付き催事スペース、運動場、体育館
81	公園・広場	弥栄	安城	弥栄支所防災自治課	高内ゲートボール場	弥栄町高内口2番1	C	1,309	250	-	-	-	-	-	○	○	ゲートボール場
82	公園・広場	弥栄	安城	文化スポーツ課	弥栄運動広場	弥栄町長安本郷223-1	B	14,700	500	-	-	水洗	-	-	○	○	-
83	公園・広場	弥栄	杵束	維持管理課	道狭坊公園	弥栄町木都賀ハ1	C	20,000	500	-	-	水洗	○	-	○	○	テニスコート、キャンプ場
84	公園・広場	弥栄	杵束	弥栄支所防災自治課	杵束地区防災広場	弥栄町大蔵原イ506番2・イ492番12	B	3,640	250	-	-	水洗	○	-	○	○	ゲートボール場
85	公園・広場	三隅	岡見	水産振興課	須津防災多目的広場	三隅町岡見5100-5	C	4,558	250	-	-	水洗	○	-	○	○	-
86	公園・広場	三隅	三保	維持管理課	田の浦公園	三隅町西河内1284	B	63,000	1,000	-	-	水洗	○	-	-	○	オートキャンプ場、バースハウス、野球場
87	公園・広場	三隅	三保	維持管理課	あすなろ公園	三隅町西河内485-1	B	995	250	-	-	-	-	-	○	-	-
88	公園・広場	三隅	三保	維持管理課	三隅中央公園	三隅町古市場589	A	249,000	1,000	○	○	水洗	○	○	○	○	野球場、旭上級球場、旭市アール、オニスコート、多目的広場、美術館、図書館
89	公園・広場	三隅	三隅	維持管理課	三隅公園	三隅町三隅1462	A	60,000	1,000	-	-	水洗	-	-	○	○	-
90	公園・広場	三隅	三隅	維持管理課	きぼう公園	三隅町三隅332-1	B	1,002	250	-	-	汲取	-	-	○	-	-
91	公園・広場	三隅	三隅	維持管理課	向野児童公園	三隅町向野田3072	A	1,166	250	○	○	水洗	-	-	○	-	-
92	公園・広場	三隅	三隅	維持管理課	杉の森公園	三隅町向野田394-1	C	7,670	500	-	-	汲取	-	-	○	-	-
93	公園・広場	三隅	井野	維持管理課	龍雲寺公園	三隅町芦谷913	C	14,400	-	-	-	水洗	-	-	-	-	-
94	公園・広場	三隅	井野	三隅支所産業建設課	大谷農村公園	三隅町井野ハ102-3	C	2,330	250	○	○	水洗	○	○	○	○	-
95	公園・広場	三隅	井野	三隅支所産業建設課	下今明農村公園	三隅町井野ハ1187-1	C	1,643	250	○	○	水洗	○	○	○	-	-
96	公園・広場	三隅	井野	維持管理課	大麻山公園	三隅町室谷1324-1	C	8,380	-	-	-	汲取	-	-	-	-	-
97	公園・広場	浜田	国府	島根県	石見海浜公園	久代町、渡子町	C	1,086,000	-	○	○	水洗	○	○	○	○	テニスコート、オートキャンプ場
98	公共施設	浜田	石見	建築住宅課	黒川改良住宅	黒川町3734番地5	B	436	250	-	-	-	-	-	○	-	-
99	公共施設	浜田	石見	農林振興課	三階山森林総合利用施設	三階町地内、原井町地内	C	22,789	500	-	-	-	-	-	○	○	-
100	公共施設	浜田	石見	子ども・子育て支援課	子育て世代包括支援センターすくすく	野原町859-1	B	925	250	○	○	水洗	○	-	○	-	-
101	公共施設	浜田	石見	まちづくりセンター社会教育課	石見まちづくりセンター平津井分館	宇津井町529	C	321	250	-	-	-	-	-	○	-	-
102	公共施設	浜田	石見	まちづくりセンター社会教育課	石見まちづくりセンター後野分館	後野町779-2	C	1,472	250	-	-	-	-	-	○	-	-
103	公共施設	浜田	石見	まちづくりセンター社会教育課	石見まちづくりセンター佐野分館	佐野町イ337-1	C	4,968	250	-	-	-	-	-	○	-	-
104	公共施設	浜田	石見	まちづくりセンター社会教育課	石見まちづくりセンター佃谷分館	三階町2130-1	C	1,161	250	-	-	-	-	-	○	-	-
105	公共施設	浜田	石見	まちづくりセンター社会教育課	石見まちづくりセンター長見分館	長見町956-2	C	778	250	-	-	-	-	-	○	-	-
106	公共施設	浜田	石見	建築住宅課	緑ヶ丘住宅	長沢町486番地2	B	1,070	250	○	○	-	-	-	○	-	-
107	公共施設	浜田	長浜	建築住宅課	長浜西住宅	長浜町1902番地	B	623	250	○	○	-	-	-	○	-	-
108	公共施設	浜田	長浜	まちづくりセンター社会教育課	長浜まちづくりセンター	熱田町1441-18	B	528	250	-	-	-	-	-	○	-	-

浜田市身近な公園一覧表

公園・広場97箇所、公共施設33箇所 [R5.3.1]

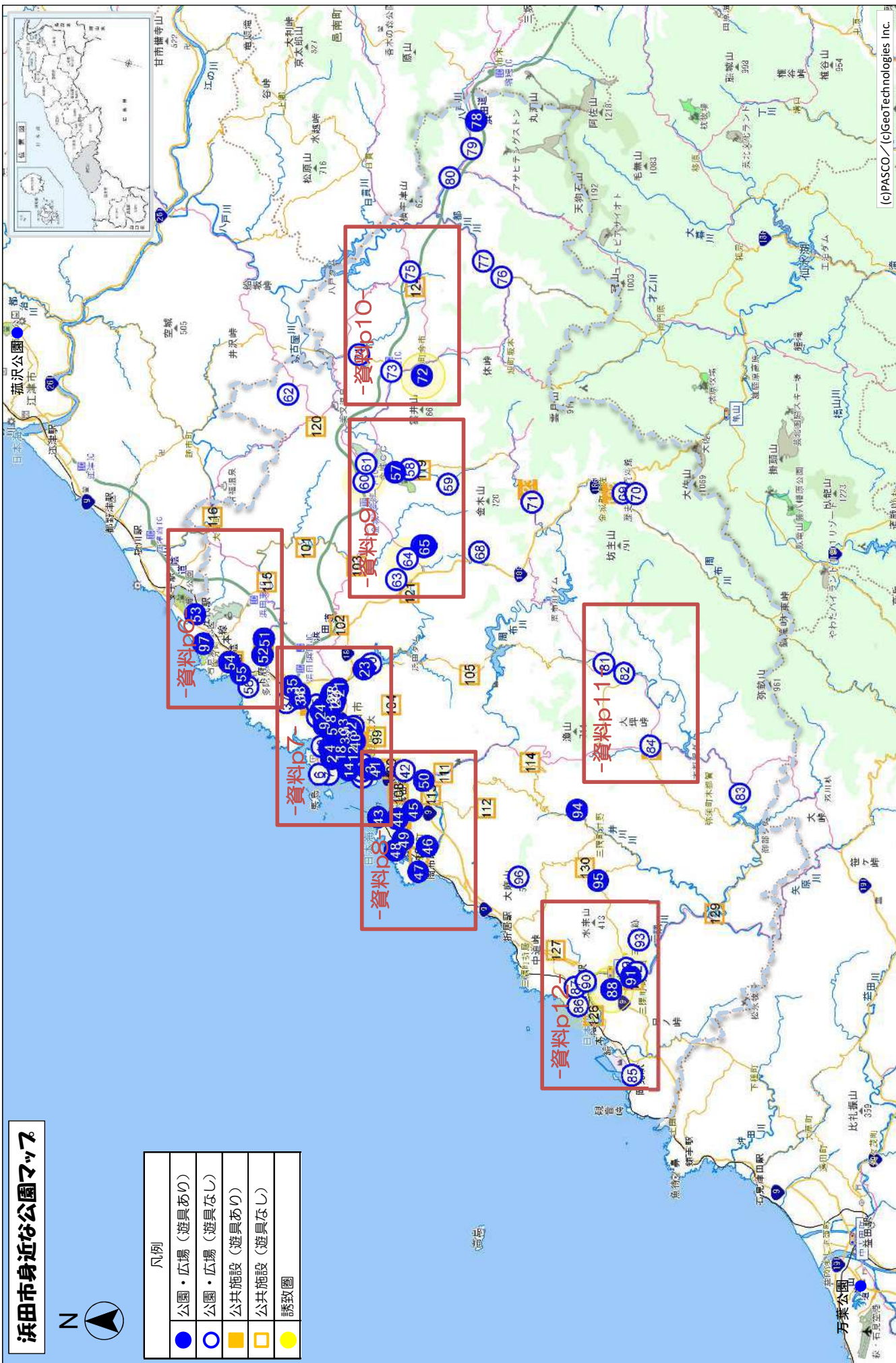
No	種別	地域	地区	所管課	公園名称	所在地	立地	面積 (㎡)	誘致距離 (m)	遊具 (3-6歳)	遊具 (6-12歳)	トイレ	洋式 トイレ	多目的 トイレ	広場	駐車場	その他施設
109	公共施設	浜田	長浜	建築住宅課	雇用促進住宅小福井団地	熱田町456番地3	B	183	250	-	-	-	-	-	○	○	
110	公共施設	浜田	周布	まちづくり社会教育課	周布まちづくりセンター	周布町イ374	B	2,359	250	-	-	-	-	-	○	-	
111	公共施設	浜田	美川	工務課	美川浄水場	内府町1040	C	1,982	250	-	-	-	-	-	○	○	
112	公共施設	浜田	美川	まちづくり社会教育課	美川まちづくりセンター西分館	田橋町494-2	C	532	250	-	-	-	-	-	○	-	
113	公共施設	浜田	美川	建築住宅課	雇用促進住宅内田団地	内田町1041番地4	C	288	250	-	-	-	-	-	○	○	
114	公共施設	浜田	美川	まちづくり社会教育課	美川まちづくりセンター東分館	錦石町530-3	C	681	250	-	-	-	-	-	○	-	
115	公共施設	浜田	国府	まちづくり社会教育課	国府まちづくりセンター平野分館	宇野町281-3	C	620	250	-	-	-	-	-	○	-	
116	公共施設	浜田	国府	まちづくり社会教育課	国府まちづくりセンター有福分館	下有福町20-1	C	1,600	250	-	-	-	-	-	○	-	
117	公共施設	浜田	国府	建築住宅課	雇用促進住宅国府団地	国分町1749番地33	B	835	250	-	-	-	-	-	○	○	
118	公共施設	浜田	国府	建築住宅課	上府住宅	上府町イ20番地26	B	194	250	-	-	-	-	-	○	○	
119	公共施設	金城	久佐	まちづくり社会教育課	久佐まちづくりセンター	金城町久佐イ575-7	C	3,264	250	-	-	-	-	-	○	-	
120	公共施設	金城	美又	まちづくり社会教育課	美又まちづくりセンター	金城町追原176	C	8,850	500	-	-	-	-	-	○	-	
121	公共施設	金城	雲城	建築住宅課	雇用促進住宅金城団地	金城町七条イ940番地18	B	1,070	250	-	-	-	-	-	○	○	
122	公共施設	金城	波佐	建築住宅課	波佐住宅	金城町波佐イ531番地3	C	86	250	-	○	-	-	-	○	○	
123	公共施設	金城	小国	まちづくり社会教育課	小国まちづくりセンター	金城町小国イ160-1	C	3,120	250	-	○	-	-	-	○	-	
124	公共施設	旭	和田	まちづくり社会教育課	和田まちづくりセンター	旭町和田1284	C	4,815	250	-	-	-	-	-	○	-	
125	公共施設	弥栄	梓東	まちづくり社会教育課	梓東まちづくりセンター	弥栄町木都賀イ526-4	B	2,400	250	○	-	-	-	-	○	○	
126	公共施設	三隅	三保	まちづくり社会教育課	三保まちづくりセンター	三隅町湊浦120	B	2,172	250	-	-	-	-	-	○	-	
127	公共施設	三隅	白砂	まちづくり社会教育課	白砂まちづくりセンター	三隅町折居883	C	975	250	-	-	-	-	-	○	-	
128	公共施設	三隅	三隅	まちづくり社会教育課	三隅まちづくりセンター	三隅町向野田581	B	3,655	250	-	-	-	-	-	○	-	
129	公共施設	三隅	黒沢	まちづくり社会教育課	黒沢まちづくりセンター	三隅町下古和1518	C	3,388	250	-	-	-	-	-	○	-	
130	公共施設	三隅	井野	まちづくり社会教育課	井野まちづくりセンター	三隅町井野へ1810-2	C	7,739	500	-	-	-	-	-	○	-	

立地
A: 市街地(住宅地)に立地し、利用者の多い施設
B: 市街地(住宅地)に立地する施設
C: A、B以外の施設

面積
公共施設の面積は、遊具や広場など公園としての実意のある部分のみを計測した概算面積です。

誘致距離
○ 公園利用者が居住する隣の範囲(誘致圏)を表す距離。
○ 基本方針では公園面積により表のとおりとする。

公園面積	誘致距離
5,000㎡未満	250m
20,000㎡未満	500m
20,000㎡以上	1000m

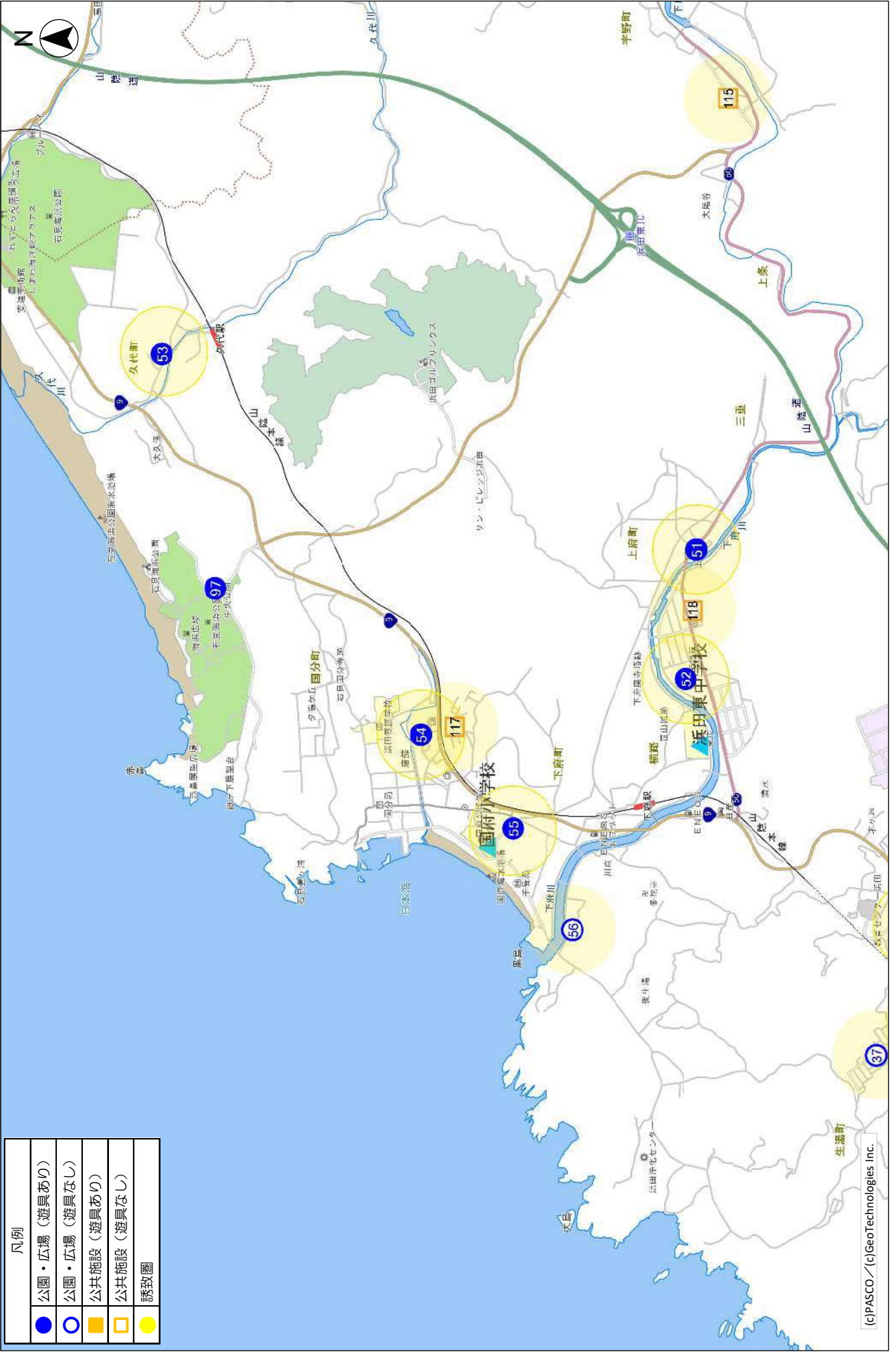


浜田市身近な公園マップ

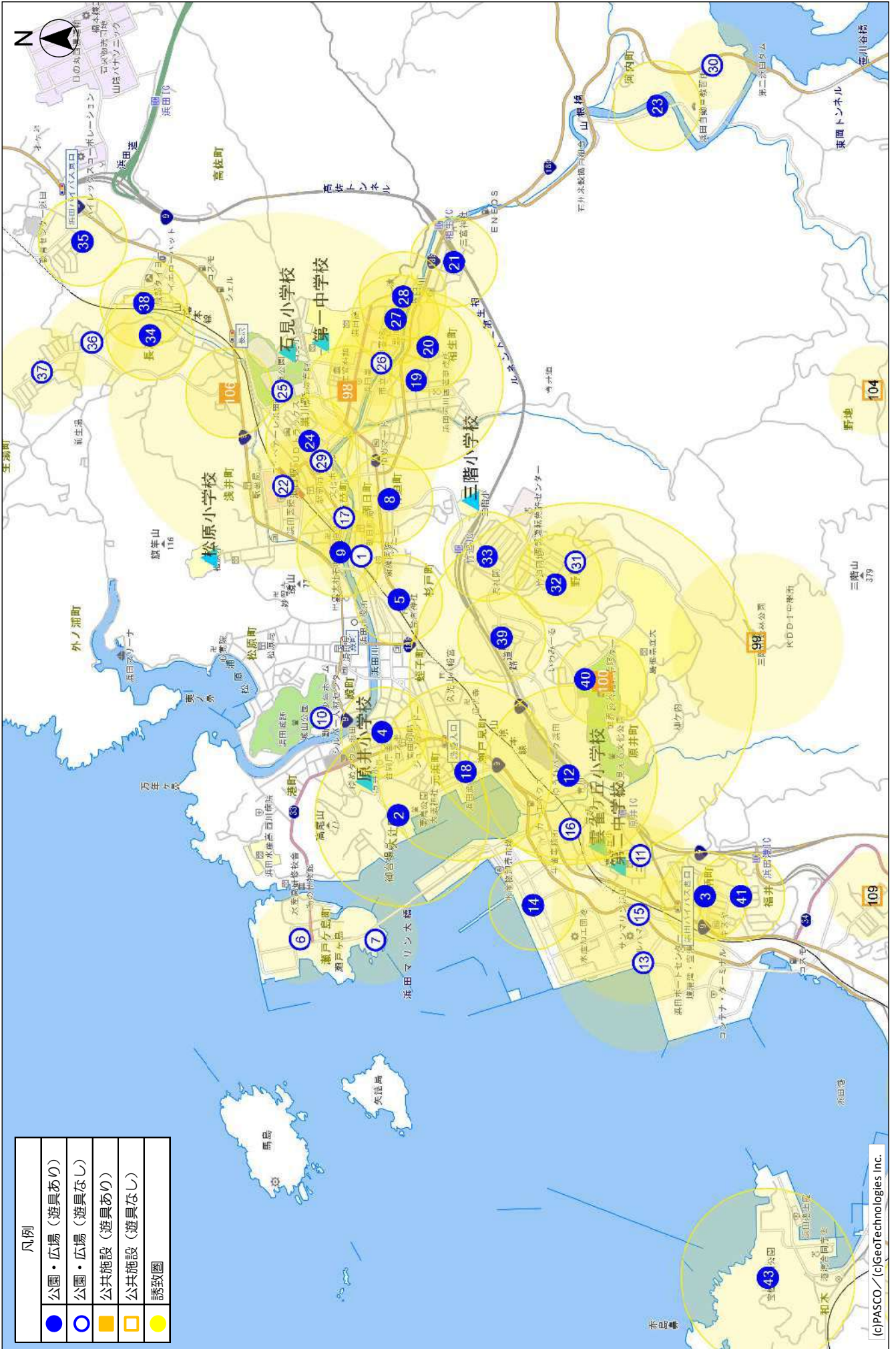


凡例	
●	公園・広場 (遊具あり)
○	公園・広場 (遊具なし)
■	公共施設 (遊具あり)
□	公共施設 (遊具なし)
●	誘致圏

凡例	
●	公園・広場（遊具あり）
○	公園・広場（遊具なし）
■	公共施設（遊具あり）
□	公共施設（遊具なし）
●	誘致圏

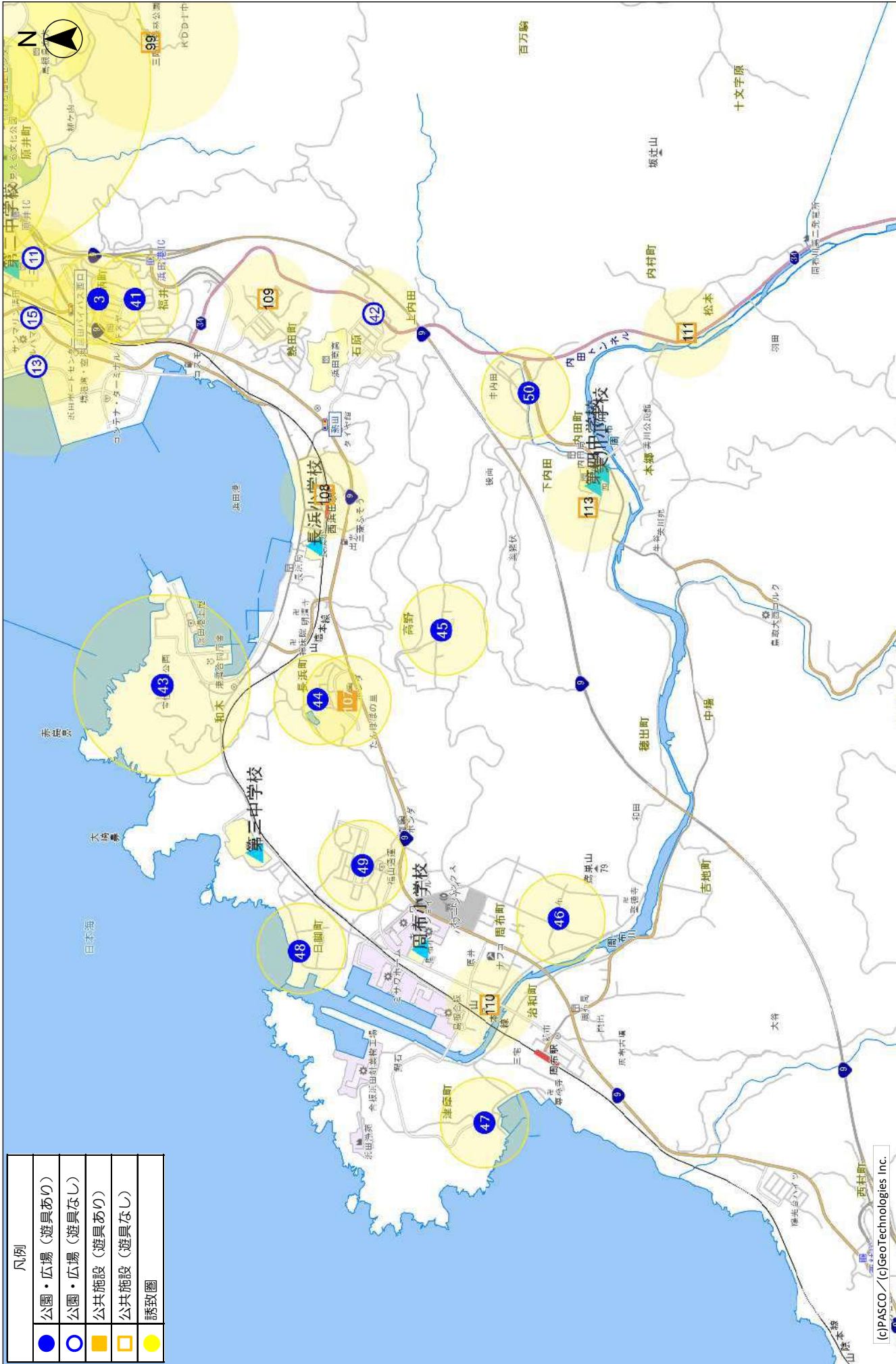


(c)PASCO / (c)GeoTechnologies Inc.

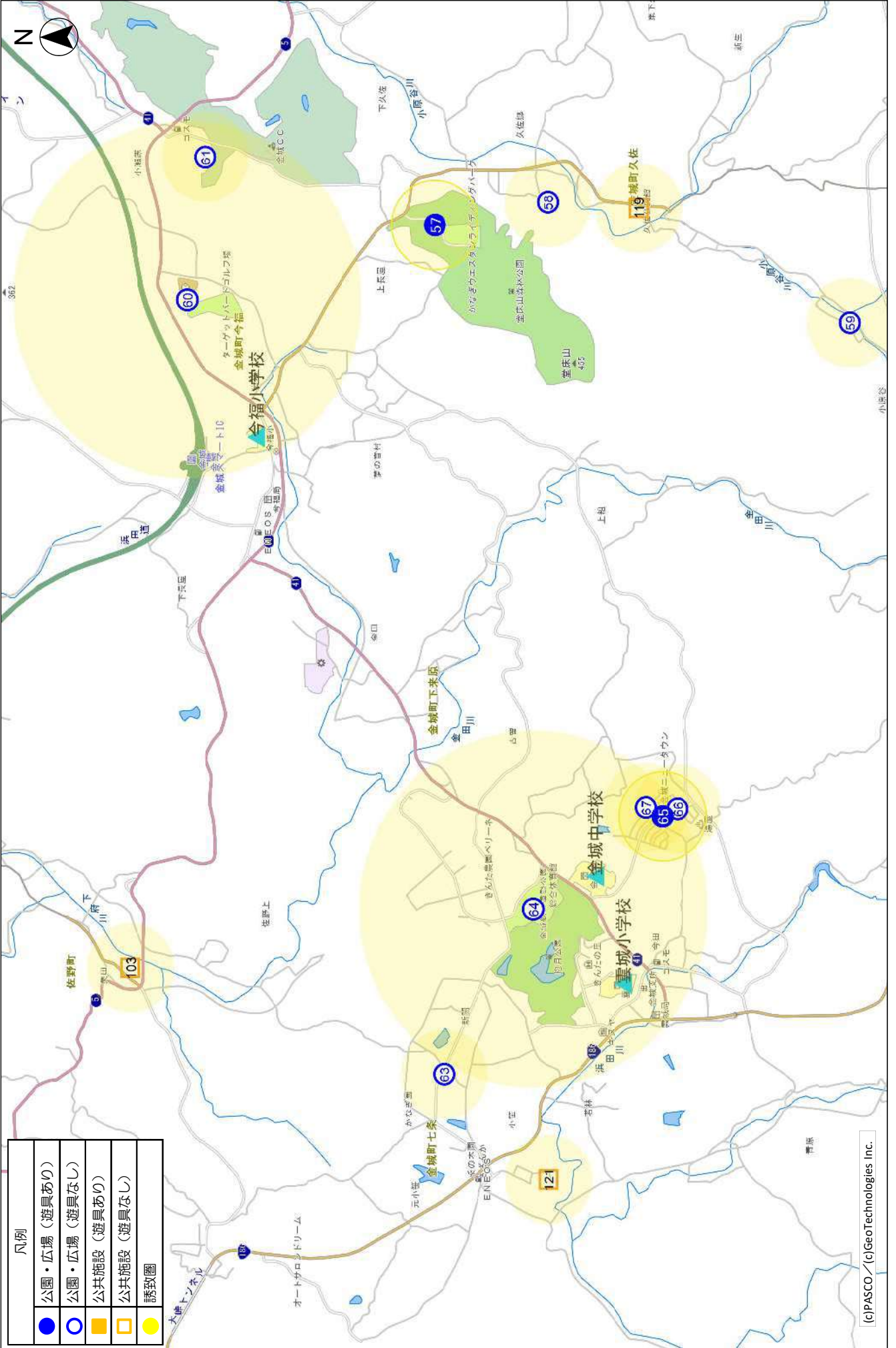


凡例	
●	公園・広場 (遊具あり)
○	公園・広場 (遊具なし)
■	公共施設 (遊具あり)
□	公共施設 (遊具なし)
●	誘致圏

©IPASCO / ©GeoTechnologies Inc.

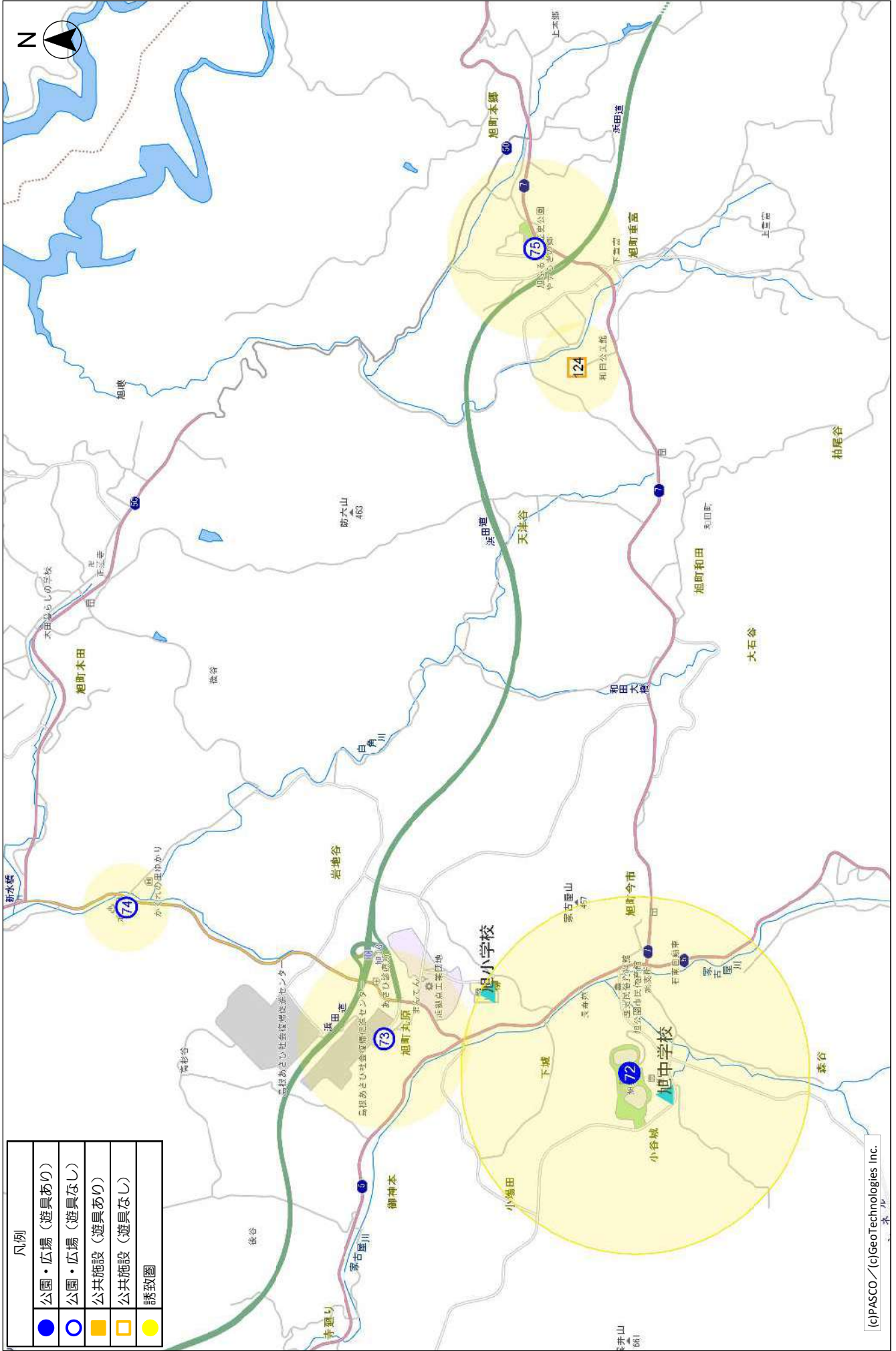


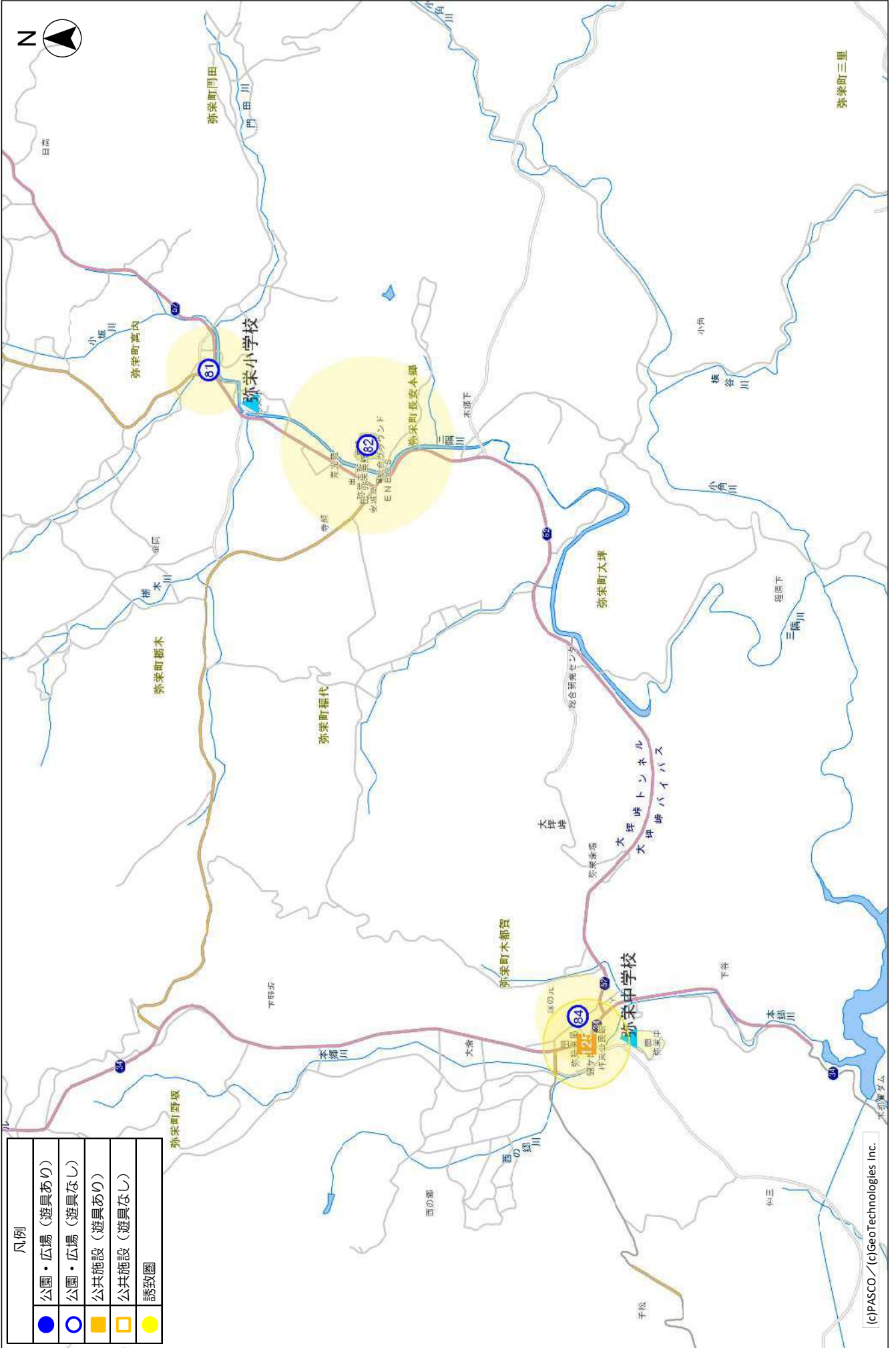
凡例	
●	公園・広場 (遊具あり)
○	公園・広場 (遊具なし)
■	公共施設 (遊具あり)
□	公共施設 (遊具なし)
●	誘致圏



凡例	
●	公園・広場（遊具あり）
○	公園・広場（遊具なし）
■	公共施設（遊具あり）
□	公共施設（遊具なし）
●	誘致圏

©PASCO / ©GeoTechnologies Inc.





凡例

●	公園・広場 (遊具あり)
○	公園・広場 (遊具なし)
■	公共施設 (遊具あり)
□	公共施設 (遊具なし)
●	誘致圏

(c)PASCO / (c)GeoTechnologies Inc.

子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める 請願に関する今後の対応について

標記の請願（令和4年2月10日）に関する今後の対応を検討するため、令和4年度に都市建設部で「浜田市身近な公園整備基本方針（令和5年3月）」を策定した。

この中の基本方針として、①公園・広場の空白地域の解消、②子育て世代が安心して遊べる場所の整備・保全を掲げている。また、ボール遊びについては、子育て世代が安心して遊べる場所との両立は難しいため、ボール遊びを目的とする場合には、子育て世代の利用状況や近隣住家などの周辺環境に配慮することとしている。

「すくすく」跡地周辺の状況は、公園・広場の空白地域となっており、周囲は住家に囲まれた環境となっている。

これらのことから、標記の請願に関する今後の対応は下記のとおりとする。

記

- 1) 「すくすく」跡地の一部を利用して公園整備を計画する。
整備にあたっては、子育て世代が安心して遊べる場所として、地域住民の意見を聞きながら計画策定する。
- 2) ボール遊びができる場所として、現在計画されている下水道処理場予定地の周辺に広場を整備する。



第三セクター（株かくれの里ゆかり）の事業譲渡について

浜田市の第三セクターである、旭温泉の宿泊施設「かくれの里ゆかり」を運営する株かくれの里ゆかりの事業の全部譲渡が行われ、令和 5 年 5 月 1 日から譲渡先企業の株第一ホテルマネジメントにより施設が運営されていますので報告します。

記

1 株かくれの里ゆかりの沿革

平成 4 年 6 月 30 日	株湯香里ランド旭が設立（旭町出資金 10,000 千円）
平成 5 年 11 月 17 日	温泉保養施設「かくれの里ゆかり」がオープン
平成 14 年 6 月 6 日	社名変更：株かくれの里ゆかり
平成 17 年 8 月 4 日	資本金 1 億 5 千万円から 1 億 2 千万円減少（80%減資）、 3 千万円増資し 資本金 6,500 万円（再生計画による） （旭町所有株 80%を減資し、200 万円：出資比率 3.1%）
令和 5 年 3 月 27 日	事業の全部の譲渡通知 臨時株主総会招集通知
令和 5 年 4 月 25 日	臨時株主総会開催 議題：事業譲渡契約承認について 賛成多数により承認
令和 5 年 5 月 1 日	譲渡先企業（株第一ホテルマネジメント）による施設運営 開始

2 今後の施設運営について

- (1) 施設名 かくれの里ゆかり（変更なし）
- (2) 従業員 ほぼ全員が譲渡先企業で継続雇用
- (3) その他 株かくれの里ゆかりについては、会社法に基づく特別清算手続により清算が行われます。

3 出資金について

市の出資金 200 万円（100 株、出資比率 3.1%）を含む全株主の出資金 6,500 万円（3,250 株）については、金融機関借入金の返済へ優先的に充てられるため、配当はありません。

浜田市ふるさと体験村施設の営業再開について

平成 30 年 10 月より休業しておりました「浜田市ふるさと体験村施設」が、4 月 28 日に営業を再開しましたので、営業状況等について報告します。

1 営業内容について

- (1) 開館時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (金・土・日曜日は 21 : 00 まで)
※令和 5 年度は 10 月末まで営業予定
- (2) 休 館 日 毎週火・水曜日(繁忙期を除く)
- (3) 営業内容
- ア 宿 泊
- ・施設 桑田(古民家) 【定員 : 10 名】
箸立(〃) 【定員 : 14 名】
ログハウス・ファミリー(2 棟) 【定員 : 6 名】
ログハウス・ペア (3 棟) 【定員 : 2 名】
 - ・営業日 金・土・日曜日
チェックイン 15 : 00 ~ 20 : 00 / チェックアウト 10 : 00
- イ 飲 食
- ・営業日 金曜日(18 : 00 ~ 21 : 00)、土・日曜日(12 : 00 ~ 21 : 00)
- ウ バーベキュースペース
- ・営業日 金・土・日曜日(12 : 00 ~ 21 : 00)
 - ・区画数 5 区画
 - ・定 員 10 名 / 1 区画
- エ 物 販
- ・営業日 月・木曜日(8 : 30 ~ 17 : 00)、金・土・日曜日(8 : 30 ~ 21 : 00)

2 利用状況について(4~5 月)

※5 月 8 日現在、延べ数

施 設	利用件数(人数)	予約件数
桑田	1 件(10 人)	1 件
箸立	—	1 件
ログハウス・ファミリー	3 件(12 人)	—
ログハウス・ペア	5 件(10 人)	—
バーベキュースペース	4 件(22 人)	—

合 計	13 件 (54 人)	2 件
-----	-------------	-----

3 再開式について

4月28日の施設再開に合わせ、関係者及び来賓30名が参加し再開式が行われました。

- (1) 日 時 4月28日(金) 13:30~14:30
- (2) 会 場 ふるさと体験村 桑田前広場
- (3) 主 催 弥栄のみらい創造会議
- (4) 参 加 者 関係者及び来賓 30名



神事



来賓あいさつ

4 春祭りについて

ふるさと体験村春祭りが、6年ぶりに開催されました。当日は、地域内外から多くの方々に参加いただき、餅まきや石見神楽の上演、地元グループ等による特産品の販売など賑やかに行われました。

- (1) 日 時 5月4日(木・祝) 10:00~14:00
- (2) 会 場 ふるさと体験村 駐車場
- (3) 主 催 弥栄のみらい創造会議
- (4) 来場者数 約3,000人
- (5) 出店者数 12団体(地元集落、グループ等)
- (6) アトラクション 田ばやし、よさこい、餅まき、石見神楽



餅まき



石見神楽上演

浜田処理区下水道整備事業について

浜田処理区下水道整備事業の進捗状況について、次のとおり報告します。

1 管路工事について

(1) 進捗状況

令和4年度に決定した事業者と、下記のとおり契約を締結したので報告します。

ア 第1工区事業者

業務名 浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）
設計・工事監理業務
受注者 株式会社ウエスコ浜田支店 支店長 中島 喜久義
契約金額 145,090,000円
契約日 令和5年4月18日
契約期間 令和5年4月19日から令和10年3月31日まで

イ 第2工区事業者

業務名 浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第二工区）
設計・工事監理業務
受注者 株式会社サンワ 代表取締役 川神 清之介
見積金額 165,008,800円
契約日 令和5年4月18日
契約期間 令和5年4月19日から令和10年3月31日まで

(2) 地元説明会

事業実施に伴い、下記のとおり地元説明会を開催します。

場 所	日 時
浜田まちづくりセンター	令和5年5月15日（月） ①：10時～ ②：19時～
石見まちづくりセンター	令和5年5月17日（水） ①：10時～ 令和5年5月18日（木） ②：19時～
浜田市立中央図書館	令和5年5月19日（金） ①：10時～ ②：19時～
琵琶町集会所	令和5年5月23日（火） ①：10時～ ②：19時～
健康増進センターすまいる	令和5年5月25日（木） ①：10時～ ②：19時～
ラ・ペアーレ浜田	令和5年5月26日（金） ①：10時～ ②：19時～

2 処理場建設工事について

(1) 経過及び進捗状況

平成 28 年度に国は、今後 10 年間（平成 38 年度（令和 8 年度）末期限）で下水道整備を概ね完了させる方針（10 年概成）を示しました。

国の方針に沿って、浜田市においては、浜田処理区の事業計画を策定し、令和 2 年度に認可をいただき事業着手しました。

令和 8 年度に供用開始（処理場稼働）するため、令和 4 年度に発注方式について事業者と意見交換会を開催し、今後、事業者の選定を行う予定です。

(2) 発注方式

<p style="text-align: center;">従来発注方式 (設計施工分離発注方式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、工事をそれぞれ別々に発注する方式。 ・工事は、設計完了後、その成果に基づき発注する。 ・公共事業の一般的な発注方式。
<p style="text-align: center;">DB方式 (設計・施工一括発注方式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携手法の 1 つで、設計と工事を一括して発注し、設計企業と建設企業が共同で事業を行う方式。 ・管路整備工事において、既に導入している方式。
<p style="text-align: center;">技術提案・交渉方式 【ECI方式】 (技術協力・施工タイプ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計を従来発注方式とし、設計段階で予め建設企業を決定し、設計時に技術協力として建設企業が参画する。 ・設計完了後、建設企業と契約交渉を行い工事着手する。

(3) 事業者説明会

令和 4 年 12 月 20 日	<p>第 1 回事業者説明会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DB方式の説明とアンケート調査を実施。 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・電気のDBとし、土木・建築は従来発注が望ましい。
令和 5 年 1 月 23 日	浜田市建設業協会との意見交換会
<p>□処理場建設工事全体をDB方式とすることが困難との意見を踏まえ、発注方式の再検討を行う。</p>	
令和 5 年 2 月 28 日	<p>第 2 回事業者説明会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果を踏まえ、DB方式・従来発注方式併用[*]について意見交換。 ・設計企業の参加者は、1 社のみであった。 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参入意欲のある設計企業が少なく、JV構成が難しい。
<p>□事業者の参入意欲やこれまでの意見を踏まえ、他の発注方式も含め再々検討を行う。</p>	
令和 5 年 4 月 6 日 ～令和 5 年 4 月 13 日	<p>事業者（浜田市建設業協会等）との意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見を踏まえ、技術提案・交渉方式について意見交換。 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DB方式に比べ参入しやすく感じる。

※設計と主に機械・電気工事をDB方式とし、一部工事（土木工事等）は従来発注方式とした。

(4) 発注方式ごとのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
① 従来発注方式	【市側】 <ul style="list-style-type: none"> 設計、工事を段階的に発注するため、各段階で意向を反映させやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各企業との調整が必要で、②③に比べ負担が最も大きい。 設計、工事それぞれ事業者選定に係る準備期間が必要で、②③に比べ事業期間が最も長くなる。
	【事業者側】 <ul style="list-style-type: none"> 地元企業の参入機会が増える。 段階的な発注のため、社会状況の変化（物価高騰など）に対しても柔軟に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウが発揮できない。 工事間の調整による、工期遅延の恐れが②③に比べ高い。
② DB・従来発注方式併用	【市側】 <ul style="list-style-type: none"> 専門性、特殊性が高い機械・電気設備工事をDB方式とすることにより、当該工事での期間短縮やコスト縮減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> DB事業者と土木・建築企業との調整が必要であり、負担がある。 従来発注方式を併用するため、事業期間が長くなる。 事業者の参入意欲がない場合、事業が成立しない。
	【事業者側】 <ul style="list-style-type: none"> 土木・建築工事を従来発注方式とするため、当該工事での地元企業の参入機会が増える。 機械・電気設備工事はDB方式により民間ノウハウが発揮できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 土木・建築工事を従来発注方式とするため、当該工事での民間ノウハウが発揮できない。 グループ構成などが必要であり、事業実施までの負担が大きい。
③ 技術提案・交渉方式 【ECI方式】	【市側】 <ul style="list-style-type: none"> 事業の初期段階で建設企業を決定し、設計に建設企業が携わることで、工期短縮やコスト縮減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計企業と建設企業の調整が必要であり、負担が大きい。 下水道事業での採用実績が少なく、国・県と事業スキームを含め調整が必要。
	【事業者側】 <ul style="list-style-type: none"> 設計企業と建設企業とのグループ化が不要で、②に比べ負担軽減が見込め、地元企業の参入機会が増える。 設計に建設企業が技術協力することで、民間ノウハウが発揮しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 浜田市での採用事例がなく、方式の理解を深める必要がある。

(5) まとめ

発注方式については、令和8年度に供用開始するため、これまでいただいた意見をもとに、民間ノウハウの活用や地元企業の参入機会の確保を勘案し、技術提案・交渉方式により処理場建設工事に向け取り組みます。

【 参 考 】

	事業スキーム	事業期間																																																
① 従来発注方式		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)</td> <td colspan="7">基本協定・契約 → 下水道管新設工事</td> </tr> <tr> <td>浜田水再生センター建設工事 (浜田市)</td> <td>基本設計</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>水処理施設先行 供用開始</td> </tr> <tr> <td>(設計企業)</td> <td></td> <td>詳細設計</td> <td colspan="4">工事監理業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(土木・建築企業)</td> <td></td> <td colspan="3">土木・建築(建物)工事</td> <td colspan="2">場内整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(機械・電気企業)</td> <td></td> <td colspan="3">建設工事(機器製作含む)</td> <td colspan="2">汚泥設備他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)	基本協定・契約 → 下水道管新設工事							浜田水再生センター建設工事 (浜田市)	基本設計	免注	免注	免注	免注	免注	水処理施設先行 供用開始	(設計企業)		詳細設計	工事監理業務					(土木・建築企業)		土木・建築(建物)工事			場内整備			(機械・電気企業)		建設工事(機器製作含む)			汚泥設備他		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																																											
浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)	基本協定・契約 → 下水道管新設工事																																																	
浜田水再生センター建設工事 (浜田市)	基本設計	免注	免注	免注	免注	免注	水処理施設先行 供用開始																																											
(設計企業)		詳細設計	工事監理業務																																															
(土木・建築企業)		土木・建築(建物)工事			場内整備																																													
(機械・電気企業)		建設工事(機器製作含む)			汚泥設備他																																													
② DB・従来発注方式併用		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)</td> <td colspan="7">基本協定・契約 → 下水道管新設工事</td> </tr> <tr> <td>浜田水再生センター建設工事 (浜田市)</td> <td>基本設計</td> <td>事業者選定</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>水処理施設先行 供用開始</td> </tr> <tr> <td>(DB事業者)</td> <td></td> <td></td> <td>詳細設計</td> <td colspan="3">建設工事(機器製作含む)</td> <td>汚泥設備他</td> </tr> <tr> <td>(土木・建築企業)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">土木・建築(建物)工事</td> <td colspan="2">場内整備</td> </tr> <tr> <td>(工事監理企業)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">工事監理業務</td> </tr> </tbody> </table>		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)	基本協定・契約 → 下水道管新設工事							浜田水再生センター建設工事 (浜田市)	基本設計	事業者選定	免注	免注	免注	免注	水処理施設先行 供用開始	(DB事業者)			詳細設計	建設工事(機器製作含む)			汚泥設備他	(土木・建築企業)				土木・建築(建物)工事		場内整備		(工事監理企業)				工事監理業務			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																																											
浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)	基本協定・契約 → 下水道管新設工事																																																	
浜田水再生センター建設工事 (浜田市)	基本設計	事業者選定	免注	免注	免注	免注	水処理施設先行 供用開始																																											
(DB事業者)			詳細設計	建設工事(機器製作含む)			汚泥設備他																																											
(土木・建築企業)				土木・建築(建物)工事		場内整備																																												
(工事監理企業)				工事監理業務																																														
③ 技術提案・交渉方式【ECI方式】		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)</td> <td colspan="7">基本協定・契約 → 下水道管新設工事</td> </tr> <tr> <td>浜田水再生センター建設工事 (浜田市)</td> <td>基本設計</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>免注</td> <td>水処理施設先行 供用開始</td> </tr> <tr> <td>(設計企業)</td> <td></td> <td>事業者選定</td> <td>詳細設計</td> <td colspan="4">工事監理業務</td> </tr> <tr> <td>(土木・建築企業)</td> <td></td> <td>技術協力</td> <td>情報共有</td> <td colspan="3">土木・建築(建物)工事</td> <td>場内整備</td> </tr> <tr> <td>(機械・電気企業)</td> <td></td> <td>技術協力</td> <td>情報共有</td> <td colspan="3">建設工事(機器製作含む)</td> <td>汚泥設備他</td> </tr> </tbody> </table>		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)	基本協定・契約 → 下水道管新設工事							浜田水再生センター建設工事 (浜田市)	基本設計	免注	免注	免注	免注	免注	水処理施設先行 供用開始	(設計企業)		事業者選定	詳細設計	工事監理業務				(土木・建築企業)		技術協力	情報共有	土木・建築(建物)工事			場内整備	(機械・電気企業)		技術協力	情報共有	建設工事(機器製作含む)			汚泥設備他
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																																											
浜田処理区下水道管路工事 (DB事業者)	基本協定・契約 → 下水道管新設工事																																																	
浜田水再生センター建設工事 (浜田市)	基本設計	免注	免注	免注	免注	免注	水処理施設先行 供用開始																																											
(設計企業)		事業者選定	詳細設計	工事監理業務																																														
(土木・建築企業)		技術協力	情報共有	土木・建築(建物)工事			場内整備																																											
(機械・電気企業)		技術協力	情報共有	建設工事(機器製作含む)			汚泥設備他																																											

地方自治法の一部改正に伴う
地方議会の役割及び議員の職務等の明確化について

地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、地方議会の役割及び議員の職務等が明確化されたので報告します。

なお、本改正は、議会の役割や責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を規定するものであり、新たな権限や義務を定めるものではありません。（国からの通知）

改正前	改正後（令和 5 年 5 月 8 日施行）
<p>〔議会の設置〕</p> <p>第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。</p>	<p>〔議会の設置〕</p> <p>第 89 条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</p> <p>② 普通地方公共団体の<u>議会は</u>、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の<u>重要な意思決定に関する事件を議決し</u>、並びにこの法律に定める<u>検査及び調査その他の権限を行使する</u>。</p> <p>③ 前項に規定する<u>議会の権限の適切な行使に資するため</u>、普通地方公共団体の議会の<u>議員は</u>、<u>住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない</u>。</p>

また、本改正により、住民から地方議会への請願書の提出や、地方議会から国会への意見書の提出等の「地方議会に係る手続のオンライン化」が可能となりました。

これについては令和 6 年 4 月 1 日から施行されるため、詳細が明らかになった後、必要に応じて例規の改正等を行います。

浜田市議会防災訓練の開催について

災害時における議会の組織体制や議員の行動基準等を確立し、議会機能を維持するため、令和 4 年 12 月に浜田市議会 BCP（業務継続計画）を策定しました。

この議会 BCP では、議会 BCP が対象とする災害を想定した防災訓練を定期的実施することを定めており、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図るため、第 1 回の浜田市議会防災訓練を開催します。

1 訓練の実施日時等

- (1) 日時 令和 5 年 6 月 23 日（金）議案質疑終了後 ※15 分程度
- (2) 場所 議場
- (3) 想定 本会議開催中（一般質問実施中）の地震発生（震度 5 強）
- (4) 参加者 議員、執行部（本会議出席者）、議会事務局

2 訓練の目的

- (1) 議事の進行確認
- (2) 出席者の安全行動
- (3) 傍聴者等の安全確保

3 訓練の内容

- (1) 地震発生時の議事進行（休憩、延会）
- (2) 身を守る行動、収縮式ヘルメットの着用
- (3) 傍聴席及び記者席の確認、避難誘導

4 その他

訓練の詳細については、浜田市議会災害等対策支援本部において決定します。

